

令和5年度

事業計画
収支予算

社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

< 目 次 >

事業名等	頁
令和5年度事業取組み方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
豊島区民社会福祉協議会の会員・・・・・・・・・・	3
豊島区民社会福祉協議会 組織図及び職員配置	4
事務局職員数・・・・・・・・・・・・・・・・	6
理事・監事・評議員・・・・・・・・・・	7
I 法人運営事業	
1 役員会議等の開催・・・・・・・・・・	9
2 創立70周年記念事業・・・・・・・・・・	10
3 地域福祉活動計画推進事業・・・・・・・・・・	10
4 区民ミーティング推進事業・・・・・・・・・・	11
5 広報事業（会費・寄附増強事業）	11
6 表彰事業・・・・・・・・・・	13
7 実習生受入事業・・・・・・・・・・	14
8 職員研修事業・・・・・・・・・・	14
9 職員福利厚生事業・・・・・・・・・・	15
II 地域福祉事業	
1 親子ふれあい助成事業・・・・・・・・・・	17
2 リボンサービス（住民参加型の在宅福祉サービス）	17
3 ハンディキャブ・リフト付乗用自動車運行事業	18
4 困りごと援助サービス事業・・・・・・・・・・	19
5 ふくし健康まつり事業・・・・・・・・・・	20
6 コミュニティソーシャルワーク事業	21
7 生活困窮者自立相談支援事業・・・・・・・・・・	22
8 生活支援コーディネート事業	24
9 福祉包括化推進事業・・・・・・・・・・	25
10 東日本大震災被災者支援事業	26
11 高齢者元気あとし事業・・・・・・・・・・	26
12 受験生チャレンジ支援事業	27
13 終活サポート事業・・・・・・・・・・	28
14 緊急支援事業・・・・・・・・・・	29
III ボランティア活動推進事業	
1 ボランティアセンター運営事業	31
2 ボランティア活動の推進	31
3 福祉教育・ボランティア精神の醸成	32
4 その他の地域支援	33

5	災害ボランティアセンター運営支援体制構築事業	34
6	ボランティアによる視覚障害者の支援事業	35
IV	助成事業	
1	障害者施設・団体等助成事業	37
2	サロン活動支援助成事業	38
3	地域福祉推進助成事業	38
4	給食ボランティア活動助成事業	39
V	生活福祉資金貸付事業	
1	生活福祉資金貸付事業	41
2	生活福祉資金貸付事業（特例貸付）	42
3	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	43
VI	権利擁護支援事業	
1	権利擁護相談事業	44
2	成年後見制度利用促進事業	45
3	福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）	46
4	法人後見・監督事業	47
5	成年後見等開始審判申立費用助成事業	48
VII	歳末たすけあい運動事業	
1	歳末たすけあい・地域福祉活動募金	49
VIII	公益事業	
1	中央高齢者総合相談センター運営事業	50
2	ひとり暮らし高齢者アウトリーチ事業	51
IX	その他の事業	
1	豊島区社会福祉法人ネットワーク会議運営事業	53
2	地域密着面接会運営事業	53
	令和5年度 収支予算	55



令和5年度事業取組み方針

豊島区民社会福祉協議会は、本年度創立70周年を迎えます。昭和28年の創立当初は、戦災孤児の救援、貧困・衛生対策など、ひっ迫する地域課題への支援活動を、区民の方々とともに行ってきました。その後も、一貫して「住民主体による地域福祉の推進」を基本理念として、子どもから高齢者まで、障がいの有無などに関わらず、誰もが安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向けて、様々な事業を展開してきました。70周年を迎えるにあたっては、区民の方々や地域の諸団体とともに、これまで歩んできた道のりを振り返りながら、今を見つめ、これからの地域を描く機会としてまいります。

令和5年度は、豊島区の「地域保健福祉計画」が改定され、また、区民の行動計画である「地域福祉活動計画」も、区民社協が中心となって新たに策定されます。長引くコロナ禍の影響により、孤独・孤立状態にある区民の方々の地域生活課題への対応や、活動の自粛や中止を余儀なくされていた住民主体による地域活動の再開及び発展を図るためには、国が打ち出している「重層的支援体制整備事業」の展開を踏まえ、区民、民生委員、支援団体などが協力・連携できる体制整備を計画内容に位置づける必要があります。

また、一方、区民社協は、CSW事業や生活困窮者自立支援事業、成年後見制度利用促進における中核機関、終活サポート事業など、地域保健福祉計画の中核を担う事業を多数受託しており、福祉行政の一翼を担う立場は、より一層重要となり、責任も増しています。

このように、区民社協の果たすべき役割は重要であり、各事業の着実かつ積極的な展開を図るためには、区民社協自体の法人体制の見直しや改善、及び社協職員一人ひとりの能力・資質向上への取り組みを進めなければなりません。

70周年を迎える令和5年度が、住民主体による地域活動への支援や小地域におけるプラットフォームの構築などにより、「誰一人取り残さない」「誰もが主役になれる」地域共生社会づくりを推進する元年となるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

○取組方針

- ・ 事業は、法令遵守の下に公平・公正・効率的かつ効果的に執行します。
- ・ 事業は、社会的要請や先見の明に照らして進め、スクラップ&ビルドにも積極的に取り組みます。
- ・ 事業の年度目標を確実に達成するため、進行管理を的確に行うとともに、適時取り組みの手法や手順等の検証・見直しを行います。
- ・ 新時代の社会福祉協議会を担う職員をどのように育成していくべきかを明確にし、計画的に職員の能力・資質の向上に取り組んでいきます。

○重点取組事業

1. 成年後見制度利用促進に関する取り組み（中核機関）

「サポートとしま」では、成年後見制度推進機関（中核機関）として、判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方々の権利が守られるよう、成年後見制度に限らず、その人に必要な支援や制度が適切に利用できる支援体制を構築します。

また、関係機関と協働して、権利擁護の支援や成年後見制度の利用が必要な方の掘り起こしに努めます。

2. 終活サポート事業に関する取り組み

元気なうちから終活に取り組むことの重要性を伝えるとともに、「終活あんしんセンター」を多くの区民に活用してもらえよう、各種講座や講演会を通じて、終活に関する相談窓口の更なる周知を図ります。

また、令和4年度にスタートした、病気や事故で意思表示できなくなった時に備えて、終活に関連する情報をあらかじめ登録しておく「終活情報登録事業」についても、併せて広報を強化し、新たな利用者を増やします。

3. 地域共生社会の実現へ向けた取り組み

コロナ禍において顕在化した課題（若年層や外国人の生活困窮など）やひきこもり、住民同士のつながりの希薄化による孤独・孤立の問題などに対して、国が示している地域共生社会の実現を目指し、コミュニティソーシャルワーク事業（CSW）、自立相談支援事業、生活支援体制整備事業、ボランティアセンターが一体となって、住民や地域団体、関係機関と連携し、積極的なアウトリーチによる相談支援や地域活動支援に取り組めます。

4. 大災害からみえた課題への取り組み

大災害に向けての取り組みとして「災害ボランティアセンター」の体制整備を区と連携しながら進めていきます。また、いくつかの社協と結ぶ災害時相互応援協定の内容を精査し現況に合わせた改定を進めていくとともに、災害後に生じるあらゆる生活課題について、地域団体や企業、学校等に働きかけて住民支援の体制づくりを検討していきます。

5. 安定した法人経営に向けた基盤整備

長年にわたる赤字体質経営からの脱却と法人経営の安定化に向けて、引き続き会員確保や寄附の勧奨を図るとともに、様々な視点から新規事業の開拓を進めることにより、自主財源の拡大を目指します。

また、既存事業の見直しや体制の再編成により、事業の効果的かつ効率的な執行に努めるとともに、職員定数を精査し、組織規模の適正化を図ります。

豊島区民社会福祉協議会の会員

1 会員数の推移(年度末現在)

単位：件

区分 \ 年度	平成 30 年度	2019 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (12 月末現在)
個人会員	3,920	3,971	3,808	3,731	3,690
団体会員	322	320	306	300	299
施設会員	55	58	58	—	—
賛助会員	137	129	130	191	193
合 計	4,434	4,478	4,302	4,222	4,182

※令和 3 年度から施設会員は賛助会員に統合しています。

2 会費収納額の推移(年度末現在)

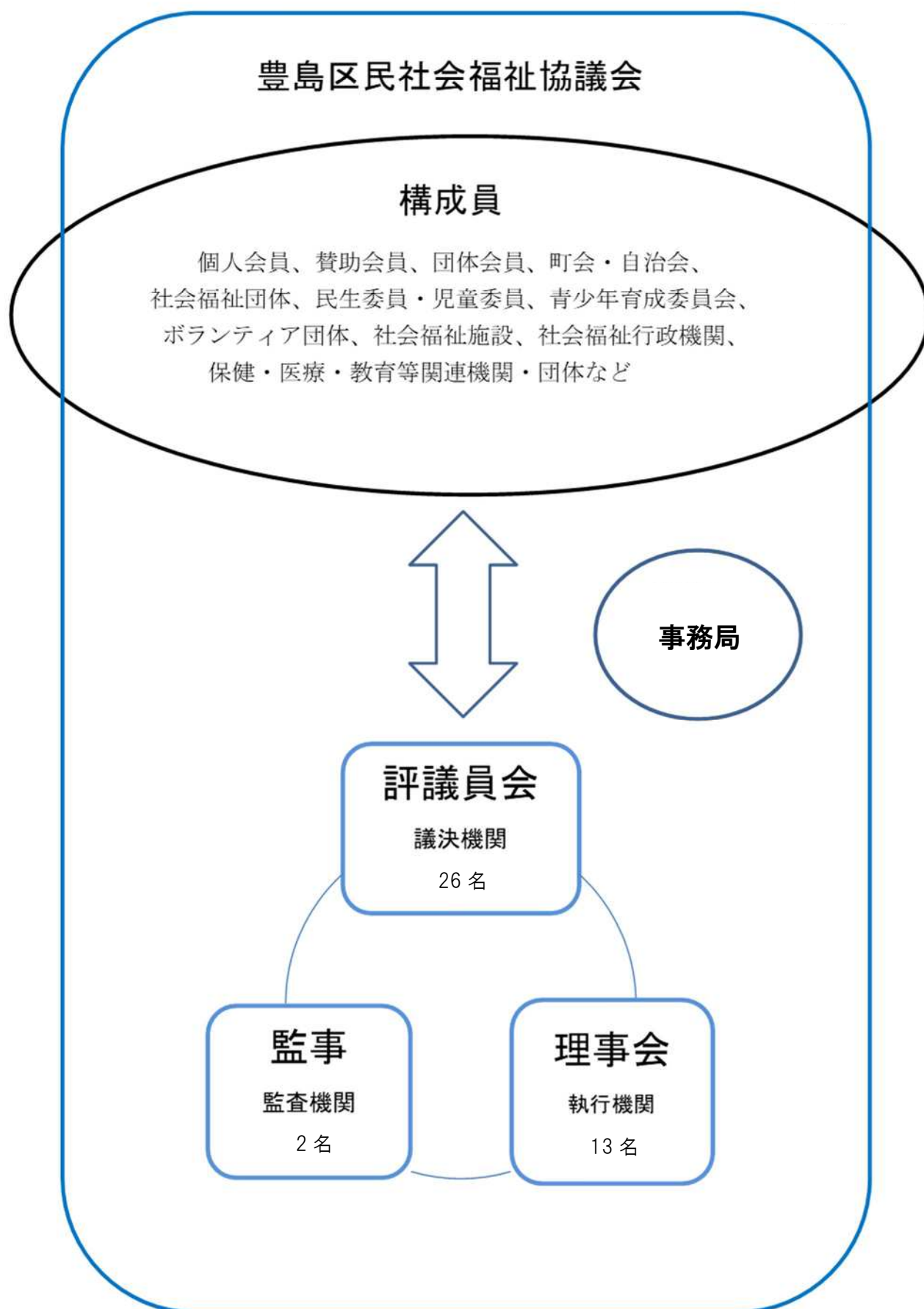
単位：円

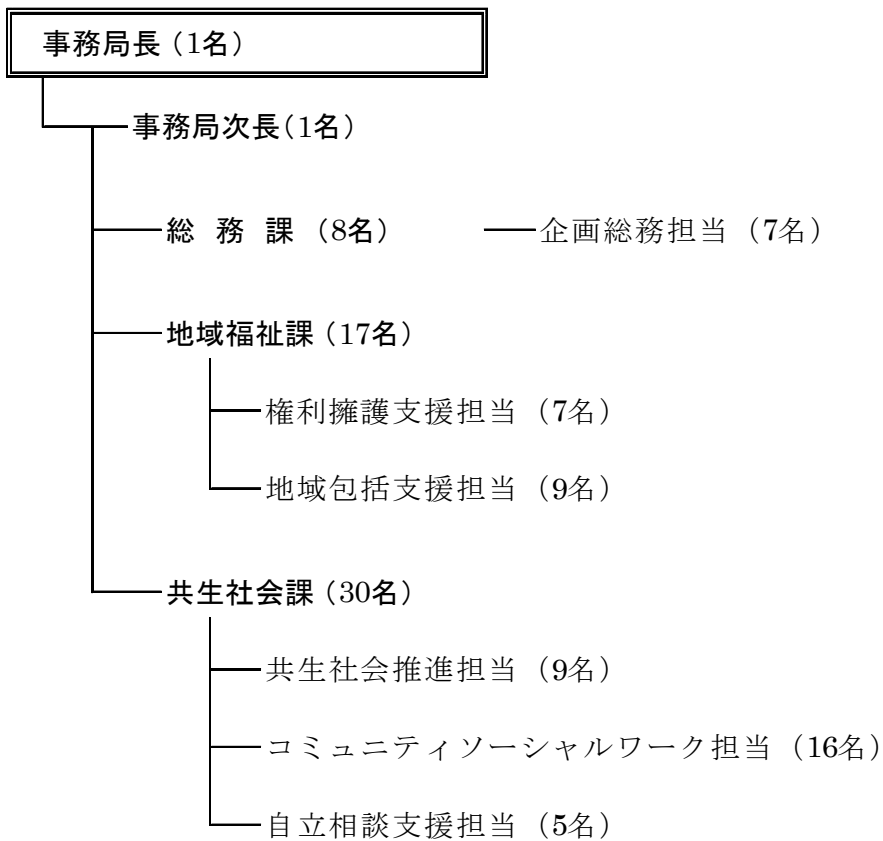
区分 \ 年度	平成 30 年度	2019 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (12 月末現在)
個人会員	4,833,000	4,508,000	3,922,000	3,545,000	3,387,000
団体会員	1,219,000	1,176,000	1,139,000	1,143,000	1,128,890
施設会員	262,000	243,000	239,000	—	—
賛助会員	423,000	440,000	418,000	893,000	845,000
合 計	6,737,000	6,367,000	5,718,000	5,581,000	5,360,890

※令和 3 年度から団体会員・賛助会員の会費を寄附金として計上しています。

豊島区民社会福祉協議会 組織図及び職員配置

令和5年4月1日





* 区に派遣（2名）

全 体 職 員 数		
事務局長	1名	区より1名派遣
事務局次長	1名	区より1名派遣
課 長	3名	
チーフ	8名	区より1名派遣
主 任	4名	常勤2名、再雇用2名
主 事	43名	常勤40名、非常勤3名 区より1名派遣、区へ2名派遣
小 計	60名	
臨時職員等	35名	生活支援員 28名、臨時職員 3名 巣鴨サロンスタッフ 2名、人材派遣 2名
合 計	95名	

事務局職員数

【職員数の推移（各年度４月１日現在）】

（単位：人）

	2019 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
常勤職員	53	53	53	52	47
任期付常勤職員	11	12	10	9	6
非常勤・再雇用	3	2	3	4	7
臨時職員	20	31	34	26	35
合 計	87	98	100	91	95

理事・監事・評議員【令和5年4月1日現在】

理 事【定数13名】

任期 令和3年6月29日～令和4年度決算に係る定時評議員会の終結時まで
 (※1の任期 令和3年8月17日～令和4年度決算に係る定時評議員会の終結時まで)
 (※2の任期 令和3年11月4日～令和4年度決算に係る定時評議員会の終結時まで)
 (※3の任期 令和4年9月9日～令和4年度決算に係る定時評議員会の終結時まで)
 (※4の任期 令和5年3月30日～令和4年度決算に係る定時評議員会の終結時まで)

	氏 名	選出区分	所属・現職
会 長※ ¹	寺 田 晃 弘	地域福祉に関する活動者で 会長の推薦による者	前豊島区民生委員児童委員協議会会長
副会長※ ²	片 桐 昌 英	豊島区町会連合会の推薦に よる者	豊島区町会連合会会長
副会長	白 熊 千鶴子	豊島区青少年育成委員会連 合会の推薦による者	豊島区青少年育成委員会連合会会長
常務理事	天 貝 勝 己	豊島区民社会福祉協議会事 務局長の職にある者	社会福祉協議会事務局長
理 事※ ⁴	山 本 ナミエ	豊島区民生委員児童委員協 議会の推薦による者	豊島区民生委員児童委員協議会会長
理 事	平 井 貴 志	福祉関連分野に関わる者及 び学識経験者で会長の推薦 による者	豊島区医師会代表理事
理 事	神 山 裕 美		大正大学社会共生学部社会福祉学科教授
理 事	斉 藤 則 美	地域福祉に関する活動者で 会長の推薦による者	特定非営利活動法人ぶどうの木理事長
理 事	堀 口 つき子		元豊島区社会福祉事業団事務局次長
理 事※ ³	野々部 利 弘		金剛院名誉住職
理 事※ ³	中 島 かおり		認定特定非営利活動法人ピッコラーレ代表理事
理 事	宮 長 定 男	社会福祉施設の運営に関わ る者で会長の推薦による者	社会福祉法人泉湧く家理事長
理 事	田 中 真理子	関係行政機関のうち豊島区 保健福祉部長の職にある者	豊島区保健福祉部長

監 事【定数2名】

任期 令和3年6月29日～令和4年度決算に係る定時評議員会の終結時まで

	氏 名	選出区分	所属・現職
監 事	二重作 誠一郎	財務管理について見識を有 する者	税理士 東京税理士会豊島支部相談役
監 事	高 橋 計 之	社会福祉事業について見識 を有するもの	豊島区社会福祉事業団前理事長

評 議 員【定数 26 名】

任期 令和 3 年 6 月 29 日～令和 6 年度決算に係る定時評議員会の終結時まで
 (※1の任期 令和 4 年 8 月 25 日～令和 6 年度決算に係る定時評議員会の終結時まで)
 (※2の任期 令和 5 年 3 月 13 日～令和 6 年度決算に係る定時評議員会の終結時まで)

	氏 名	選出区分	所属・現職
1	古沢 秀明 ^{※1}	豊島区町会連合会	副会長（第一支部）、折戸協和町会会長
2	岡部 俊夫 ^{※1}	豊島区町会連合会	副会長（第二支部）、上池袋東雲町会会長
3	外山 克己	豊島区町会連合会	副会長（第三支部）、池袋御嶽町会会長
4	中村 孝太 ^{※1}	豊島区町会連合会	副会長（第四支部）、柳下会会長
5	堀江 久男 ^{※1}	豊島区町会連合会	副会長（第五支部）、東目白自治会会長
6	足立 憲昭 ^{※1}	豊島区町会連合会	副会長（第六支部）、長崎三丁目町会会長
7	田中 英治	豊島区町会連合会	副会長（第七支部）、南長崎六丁目町会会長
8	青柳 徳俊 ^{※1}	豊島区町会連合会	副会長（第八支部）、長崎五丁目町会会長
9	塚田 義信	豊島区町会連合会	副会長（第九支部）、高松二丁目町会会長
10	榊原 清 ^{※1}	豊島区町会連合会	副会長（第十一支部）、池袋本町二丁目町会会長
11	竹野 康二	豊島区町会連合会	副会長（第十二支部）、南大塚二丁目西町会会長
12	田中 治 ^{※2}	豊島区民生委員児童委員協議会	巣鴨地区会長
13	豊島佳代子 ^{※2}	豊島区民生委員児童委員協議会	池袋東地区会長
14	佐向 弘子 ^{※2}	豊島区民生委員児童委員協議会	池袋西地区会長
15	安井 敦子 ^{※2}	豊島区民生委員児童委員協議会	前高田地区会長
16	松田 和江 ^{※2}	豊島区民生委員児童委員協議会	長崎第二地区会長
17	山本 道子	豊島区青少年育成委員会連合会	前副会長、第十一地区青少年育成委員会会長
18	根岸 幸子	豊島区青少年育成委員会連合会	第六地区青少年育成委員会会長
19	西村 敏男 ^{※1}	豊島区高齢者クラブ連合会	豊島区高齢者クラブ連合会副会長
20	長谷川 則之	豊島区障害者団体連合会	豊島区聴覚障害者協会会長
21	松永 久美子	豊島区精神障がい者事業所連合会	染井クリエイト代表
22	武居 裕子	社会福祉施設	若草保育園園長
23	林 洋	豊島区商店街連合会	副会長、サンモール大塚商店街振興組合理事長
24	浦野 静夫	豊島法人会	豊島法人会常任理事
25	東 三千代	ボランティア活動団体	ボランティア、豊島区家庭教育推進委員 OB 会代表
26	三沢 智法	関係行政機関	福祉総務課長

I 法人運営事業

1 役員会議等の開催【総務課】

予 算	1,572,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	社会福祉法（第 38 条～第 45 条） 社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会定款
事業開始	昭和 37 年
事業の目的等	関係法令及び定款・規程等に基づき、公正で開かれた法人運営を行います。 【評議員会】法人の運営に関わる重要な事項の議決を行い、理事の執行に対して監督をすることで適切な法人運営を行います。 【理 事 会】業務執行に関する意思決定及び理事の職務執行の監督をすることで、適切な法人運営を行います。 【監 事】理事の職務執行を監査し、必要に応じ助言・指導等を行うことで、法令や定款等に基づいて適切な法人運営が行われるようにします。
現状と課題	新型コロナウイルス感染対策のために広めの会場を確保すること求められるため、調整に時間がかかり、必要時速やかな開催が困難な状況があります。
R5 年度目標	コロナ禍における社協に求められる役割を果たせるように、各理事の意見・提案を踏まえ、効果的な事業運営に取り組みます。

< 具体的取組 >

会議等	内 容	実施時期
正副会長会	理事会に諮る事項について審議します。	随時開催
理 事 会	評議員会の議題・議案の決定及び招集、会長・副会長及び常務理事の選定及び解職、重要な財産の処分及び譲受け、計算書類等及び事業報告等の承認、その他の重要な業務執行の決定等について審議します。	6 月、3 月 その他
評 議 員 会	理事及び監事の選任・解任・報酬等の決定、計算書類及び事業報告等の承認、定款の変更、解散の決議、社会福祉充実計画の承認、その他法令又は定款で定められた事項について審議します。	定時評議員会 6 月 評議員会 3 月、その他
監 事 監 査	社会福祉法人の責務を果たすとともに、経営目標を確実に達成するため、事業及び会計並びに理事の職務等に関し、その執行状況を監査し、助言や指導により公正な法人運営を進めます。	5 月
評議員選任・解任委員会	評議員の選任及び解任について、客観的で公平な立場で審議します。	随時開催

2 創立 70 周年記念事業【総務課】

予 算	1,507,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業の目的等	令和 5（2023）年 8 月 28 日に創立 70 周年を迎えるにあたり、地域住民、町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、各種支援団体等とのネットワーク強化を図るための事業を実施し、地域共生社会の実現への契機とします。
R5 年度目標	令和 5 年度中に、記念事業を実施します。

< 具体的取組 >

- ・創立 70 周年記念事業実行委員会を立ち上げて、事業を推進します。
- ・記念式典を開催します。（令和 6 年 2 月頃を予定）
- ・記念誌を作成します。社協の歩みを振り返りつつ、現在やこれからの取り組みについても掲載することで、福祉への関心を高め、今後の社協活動への理解を促進します。
- ・新たに、他の社会福祉協議会との災害時相互応援協定の締結を検討します。

3 地域福祉活動計画推進事業【総務課】

予 算	949,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☒ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	社会福祉法（第 109 条）
事業開始	平成 13 年
事業の目的等	計画の着実な進行によって、「誰もが安心して暮らしていける福祉のまち」の実現を目指します。
現状と課題	コロナ禍において、これまでの生活様式や地域福祉のニーズが変化しており、現在の地域の課題や地域で取り組んでいる支援等の活動の把握が必要です。 また、感染対策に配慮をして、地域活動の継続や新たなニーズに対応する仕組みづくりの支援が求められています。
R5 年度目標	豊島区社会福祉法人ネットワーク会議とも共同して、次期地域福祉活動計画の策定を行います。 また、地域住民や活動団体等とともに地域課題の共有や課題解決に向けた活動に取り組みます。

< 具体的取組 >

- ・地域の活動の支援にとどまらず、各事業や地区担当によるアウトリーチを積極的に実施し、コロナ禍で不安や困難さを抱える区民の支援に繋げていきます。
- ・区内の社会福祉法人や地域活動団体と共同し、地域課題や実践に関する情報を共有し、次期地域福祉活動計画を策定します。
- ・地域福祉活動計画推進委員会及び作業部会を開催し、年度内の計画策定に取り組みます。

		平成 30 年度	2019 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域福祉活動計画推進委員会 スケジュール	開催	2 月	6 月	5 月	5 月	5 月、他	5 月、他
	内容	進捗報告	進捗報告	目標及び 進捗報告	目標及び 進捗報告	目標及び 進捗報告	改定計画の検討 と策定 (作業部会開催)

＊現在の地域福祉活動計画は平成 30 年を初年度とする 6 か年計画です。

4 区民ミーティング推進事業【総務課】

予 算	363,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業開始	平成 23 年
事業の目的等	区民が主体的に関わって課題を共有し、地域で解決するための取り組みを検討することで、区民一人ひとりや団体の繋がりを広げていきます。
現状と課題	令和 2 年度から感染予防の観点から活動を休止していました。 コロナ禍における地域課題の共有や課題解決のための取り組みや活動支援が求められています。 また、各圏域の特色を生かしつつ、豊島区全体で情報の共有の場にもなるよう、開催方法の見直しが必要です。
R5 年度目標	区民ミーティングの開催方法を見直し、統一のテーマにより他の圏域の情報等の共有や地域福祉活動計画の策定に係る意見交換などを行います。 また、各圏域の課題や取り組みについて共有し、地域の状況に合わせた実践や活動の支援に取り組みます。

<具体的取組>

- ・8 圏域（地域包括支援センター圏域）ごとに、年 4 回の区民ミーティングを開催します。
- ・圏域間の連携を重視して、区内全地域の情報共有ができるように取り組みます。
- ・活動計画に基づいて、住民主体の取り組みができるように働きかけを行います。また、コロナ禍における新たな課題に対しても、積極的な取組の検討を進めます。
- ・次期活動計画の作成の基礎資料となる地域課題や取り組みなどの把握と検討を行います。

5 広報事業（会員・寄附増強事業）【総務課】

予 算	6,510,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業の目的等	広報誌やホームページ等を通じて、社協の取り組みや地域の活動についての情報を発信することで、住民や関係団体等の地域福祉に関する理解を促し、活動への意欲を高めます。 社協の事業に理解をいただくことで、会員加入者及び寄附の増加を目指します。
現状と課題	法人内で広報誌等を事業ごとに作成しており、効果的な広報ができていません。 社協の活動や地域福祉に関心の薄い方にも、社協の取り組みや地域福祉活動について知っていただけるように、広報の方法に工夫が必要です。

R5 年度目標	より多くの区民に社協の魅力と取り組みを伝えられるように、広報誌を全戸配布するとともに、SNS を活用して身近な情報を臨機応変に発信していきます。 また、会員募集チラシや社協パンフレット、ハンドブックなどを見直し、広く区民に社協の取り組みの周知を図り、社協ファン（会員・活動参加者等）を増やすことを目指します。
----------------	--

<具体的取組>

- ・広報委員の活動を機関紙「豊島福祉」の編集にとどめず、広報全般に広げられるように検討します。
- ・多くの区民が、社協の活動や地域福祉に興味関心を持てるように、各課で発行している広報物を法人全体で検討し、効果的に取り組みとその成果を紹介します。
- ・SNS を利用して社協や地域の取り組み、イベントなどを発信することで、より多くの方に情報が届くように紹介します。
- ・広報誌やホームページで税額控除対象法人であることや、寄附金や賛助会費が税額控除対象になることを周知することで、寄附（賛助会費）の増強を図ります。

事業名	内 容	実施回数・時期
トモニーつうしん（社会福祉協議会だより）の発行	日頃、社協に馴染みのない一般の区民に対し、活動の内容、意義等を周知し、社協や地域福祉への理解を深めるため配布	全戸配布 年 1 回 新聞折込 年 1 回
機関紙「豊島福祉」の発行	会員向けに社協の活動を紹介 年 4 回各 6,000 部 民生委員による訪問や郵送により配付	年 4 回 4、7、10、1 月
社協ハンドブックの発行	会員向けに配付	7 月
社協チラシ・会員増強チラシの発行	社協会員になることで地域福祉の参加を促すため 区民一般を対象に、社協の取り組みや魅力を紹介	通 年
ホームページの運営	法人運営の報告、社協の事業や活動、イベント情報等を逐次更新により掲載	通 年
SNS の活用	LINE・Instagram・Twitter・Facebook・YouTube の 配信 「ふくじい」LINE スタンプの販売	それぞれ 月 2 回程度 通 年

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
トモニー通信発行数 (部)	計画	258,000	258,000	220,000
	実績	281,165		
豊島福祉発行数 (部)	計画	24,000	24,000	24,000
	実績	18,000		
ホームページアクセス件数 (件)	計画	40,000	40,000	50,000
	実績	49,099		
SNS 投稿数 (回)	計画	—	—	120
	実績	—		

【寄附金】

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
寄附金収入金額 (千円)	計画	3,000	3,000	3,000
	実績	5,010		

《3,000 円以上の寄附件数》

	H30	2019	R2	R3	R4	R5	5 か年平均 R4 年 4 月時点
目標		100	200	200	250	250	
件数	73	76	65	275			105.6

*税額控除対象法人の申請の基準：3,000 円以上の寄附件数の 5 か年平均が 100 件以上

【会員】

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
会員数 (件)	計画	5,500	5,200	5,200
	実績	4,222		
収入 (千円)	計画	個人会費：5,400 寄 附 金：2,600 合 計：8,000	個人会費：4,100 寄 附 金：2,100 合 計：6,200	個人会費：4,100 寄 附 金：2,100 合 計：6,200
	実績	個人会費：3,545 寄 附 金：2,036 合 計：5,581		

*令和 3 年度から団体会費・賛助会費は寄附金として計上しています。

6 表彰事業【総務課】

予 算	740,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会感謝状贈呈規程
事業の目的等	社協事業及び区内の地域福祉の向上に功績のあった方に対し感謝状を贈呈し、感謝の意を表します。
現状と課題	多くの功労者の方に出席いただけるよう感謝状贈呈式の時期や会場を調整が必要です。
R5 年度目標	70 周年の式典に合わせて開催します。地域福祉の実践に功績のあった企業や団体への贈呈を検討します。

＜具体的取組＞

- ・当法人の理事・監事・評議員、町会長・自治会長、民生委員・児童委員を退任された方、年間で 10 万円を超える金品の寄附者、社協事業に貢献された方や地域福祉に功績のあった方に対し、感謝状及び記念品を贈呈し表彰します。
- ・70 周年の記念式典の際に感謝状の贈呈を行います。

7 実習生受入事業【総務課】

予 算	(収入 328,000 円)
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会福祉援助技術現場実習生受入れに関する要領
事業開始	平成 24 年
事業の目的等	社会福祉従事者の育成を行うとともに、実習生を教えることを通じて、職員が新たな視点から事業を見直す機会を得て、自らのスキルアップを目指します。
現状と課題	社会福祉士の養成カリキュラムの見直しによる実習時間や内容の変更に伴い、養成校からの受入れ依頼が増えています。 実習指導者に過度な負担がかからないよう、法人全体で取り組む必要があります。 実習生に対する相談援助の指導がその場限りのものとなり、新任職員への OJT や、事業実施に係る新たな課題の発見等に活かされていません。
R5 年度目標	計画的に実習指導者養成講座の受講対象者を決め、職員を育成するとともに、実習指導者マニュアル等の整備により、事業の標準化と事務の効率化を図ります。 また、実習プログラムを職員育成に活かす仕組みの構築を目指します。

<具体的取組>

- ・年間 7 名の実習生を受け入れ、社会福祉士を目指す学生の育成を行います。
- ・受入時期は 7 月から 11 月の期間で、1 回 23 日～24 日間の日数で実施し、実習費用は 1 人 1 日 2,000 円以上を受け取ります。
- ・実習を通じて社会福祉士の役割や地域福祉の課題などを職員が再認識する機会とし、実習指導と新人教育 (OJT) の仕組みを一体的に検討することで、職員の資質向上を目指します。
- ・計画的に実習指導者養成講座を職員に受講させ、指導者の育成を図ると共に、実習指導者用マニュアル作成等を行います。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実習生受入数 (人)	計画	8	7	7
	実績	0	7	
実習指導者数 (人)	計画	9	9	9
	実績	9	9	

* 現在の実習指導者には管理職も含まれており、今後は管理職を除く指導者で 9 人を目標とします。

8 職員研修事業【総務課】

予 算	387,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会職員研修実施要綱 豊島区民社会福祉協議会職員視察研修要綱 豊島区民社会福祉協議会職員の区・団体等派遣研修実施要綱
事業の目的等	職員の職層における役割や専門職としての知識や技能の向上を図ります。 新入職員の育成を通じて、中堅職員の指導力の向上を図ります。

現状と課題	各課で専門研修を実施していますが、計画的な人材育成が不十分です。また、実務を通じた新人育成が求められています。 社協独自の職層研修が十分にできておらず、役割が効果的に担えていません。
R5 年度目標	職場内での OJT が効果的に実施できるような体制を構築します。 研修計画を法人全体で検討し、区とも連携をして計画に基づいて職層研修・専門研修を実施する体制を整備します。

< 具体的取組 >

- ・フレッシュートレーナーのマニュアルを改訂し、係内で指導ができるようにします。また、職場内の OJT でも活用できるようにし、職員全体で共有します。
- ・個人目標と連動した研修を実施することで、効果的な人材育成に取り組みます。
- ・職層別の研修計画を年度当初に作成し、計画的な職員育成に取り組みます。
- ・全職員を対象とした、法人内の研修により、法人の目標や事業の方向性を一致させ、効率的な業務遂行ができるように取り組みます。
- ・先駆的な取組をしている法人の視察研修の実施を検討します。

項目		実施時期・内容等	講 師
職 層 別	主事研修	採用時、3 年目、7 年目に実施	内部・外部講師
	主任、チーフ研修	主任昇任時、チーフ昇任時に実施	内部・外部講師
	管理職研修	昇任時に実施	外部講師
法人内研修		法人内の業務やサービス、ハラスメント・個人情報等に係る研修	内部・外部講師
専門研修		社会福祉士、看護師・保健師、主任介護支援専門員、会計、人事労務、相談援助、その他	外部講師
技能・資格取得の奨励		社会福祉士、精神保健福祉士、主任介護支援専門員、実習指導者、手話等	外部講師
視察研修		先進事例の実践法人等の視察	外部法人

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
職層研修受講者数 (人)	計画	14	14	14
	実績	0		
専門研修受講者数 (人)	計画	5	5	5
	実績	21		
法人内悉皆研修 (回)	計画	2	2	2
	実績	2		

9 職員福利厚生事業【総務課】

予 算	3,219,000 円 (法人全体)
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	労働安全衛生法 (第 66 条) 豊島区民社会福祉協議会衛生委員会運営規程
事業の目的等	職場環境及び職員の健康を増進し安全を守ります。

現状と課題	健康に不安を抱えている職員のヘルスケア対策や体制の整備が求められています。
R5 年度目標	産業医による個別面談や相談体制の整備と、公的な相談機関の活用により、職員の健康不安に対応でき仕組みづくりに取り組みます。

<具体的取組>

- ・フレンドリーげんき（東京広域勤労者サービスセンター）を活用し、職員の福利厚生を推進します。
- ・職員健康診断及びストレスチェックを全職員対象に実施し、40 歳以上で節目年齢の職員を対象に、人間ドッグ費用助成を実施します。
- ・毎月、衛生委員会を開催し、職員の健康や労働環境の改善に取り組みます。
- ・職員の健康促進のため、協会けんぽの特定保健指導を受け、また産業医への積極的な質問や面談を計画します。
- ・東京産業総合保健支援センターを活用し、チーフ・管理職に対する研修や職員の相談体制の強化を図ります。

Ⅱ 地域福祉事業

1 親子ふれあい助成事業【共生社会課】

予 算	439,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会親子ふれあい助成事業実施要綱
事業開始	平成 18 年 8 月 1 日
事業の目的等	障がい児とその保護者または介護者、ひとり親家庭の児童に対して、自然体験や親子のふれあいを目的としたお出かけの時にかけた費用の一部を助成しています。
現状と課題	子育て世代の声を拾える機会にもなっていますが、コロナ禍の中、申請件数は横ばいの状況が続いており、財源である寄附金も逡減しています。
R5 年度目標	子育て世代のニーズに対応する事業提案や仕組みづくりにつなげていきます。 事業の趣旨と申請者の声を効果的に発信することで、地域からの支援（寄附）を募る活動を継続します。

< 具体的取組 >

- ・子どもたちからの絵日記風の感想レポートを素材に広報啓発活動に力を入れます。また、このレポートの作成を通じ、もう一度親子がふれあう時間づくりに役立てます。また、申請者に対しても寄附金から成り立っている事業であることを説明し、事業趣旨の理解を促します。
- ・申請時のヒアリングを通じ子育て世代の実態を把握しニーズを整理していきます。
- ・ひとり親家庭への支援として司厨士協会における社会貢献活動を活用し、夏休みに親子で楽しむ機会をつくれます。

No.	対象	助成額	申請回数
1	障がい児	1 人 2,500 円	年度内 2 回
	介助者（障がい児 1 人につき 1 人まで）	1 人 2,500 円	
2	ひとり親家庭	子ども 1 人 3,000 円	年度内 1 回

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
助成件数（件）	計画	90	90	90
	実績	65 (延べ 108 人)	76 (延べ 120 人)	
助成額（円）	計画	410,000	410,000	410,000
	実績	298,200	304,000	

※令和 4 年度は見込み値

2 リボンサービス（住民参加型の在宅福祉サービス）【共生社会課】

予 算	7,978,000 円
事業区分	☐ 自主事業 ☒ 補助事業（区） ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会在宅福祉サービス規程

事業開始	平成 3 年 10 月 1 日
事業の目的等	高齢や障がい・病気やケガ・子育てなど、様々な理由で日常生活において支援を必要とする方に、家事援助を中心としたお手伝いを地域の皆さんの参加と協力によって行う会員制の活動です。
現状と課題	協力会員の減少が続く中、新規利用の相談が増えており、複合的な課題を抱えた方からの依頼も多く、利用調整だけでなく個別の相談支援による対応も求められています。 また、事業開始から 30 年以上経過し、自助・互助・共助・公助のあり方やニーズの変化に対応した、新たな仕組みづくりを考えていく必要があります。
R5 年度目標	利用と協力のバランスを考えた地域展開を目指します。 また、住民相互の助け合いのボランティア活動として、小地域を意識した新たな仕組みづくりを提案していきます。

＜具体的取組＞

- ・ 70 周年・活動計画と併せて方向性を打ち出していきます。
- ・ 包括圏域（CSW 配置圏域）での事業展開をイメージした仕組みづくりを検討していきます。
- ・ 「制度の補完」ではなく「地域の支え合いの仕組みづくり」が目的であることを軸とした事業展開と、行政への働きかけを行います。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用会員（人）	計画	400	420	420
	実績	337	355	
協力会員（人）	計画	200	210	210
	実績	170	165	
サービス提供延件数 （件）	計画	6,000	6,300	6,600
	実績	5,671	5,998	
サービス提供延時間 （時間）	計画	7,800	8,200	7,400
	実績	6,201.5	6,712	

※令和 4 年度は見込み値

3 ハンディキャブ・リフト付乗用自動車運行事業【共生社会課】

予 算	6,586,000 円 内訳 3,297,000 円（キャブ）3,289,000 円（リフト）
事業区分	☐ 自主事業 ☒ 補助事業（区） ☒ 受託事業（区） ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会ハンディキャブ運行事業規程 豊島区民社会福祉協議会ハンディキャブ連絡調整員設置要綱 リフト付乗用車運行委託契約書
事業開始	平成 5 年 10 月 1 日
事業の目的等	障がい、高齢、疾病等で公共交通機関を利用しての外出が困難な方を対象に、地域の協力会員の協力を得てリフト付き乗用自動車の運行を行う会員制の福祉有償運送サービスであり、対象者の社会参加の機会を後押しし、あわせて車両の貸し出しも行っています。

現状と課題	協力会員の稼働できる日が減ってきており、所有車輛の運行に支障が出ています。協力会員の平均年齢が 70 歳前後（75 歳で退任）と高齢化しており、安全性の確保について、区を交えて早期に検討する必要があります。 また、職員の勤務時間外となる土日・早朝の運行前の確の確認体制について見直しが必要であり、今後介護タクシー等民間事業所等の状況を見据え、事業のあり方について検討が必要です。
R5 年度目標	協力会員の拡充のため、通常の広報活動だけでなく、様々な機会を捉えて協力会員の募集を働きかけます。 安全確保の視点から、運行前の協力会員の確認体制を含めて、事業の在り方について検討を進めます。

< 具体的取組 >

- ・ふくし健康まつり等のイベント参加時に福祉車両のデモンストレーションを実施し、事業 PR 及び協力会員募集の呼びかけを行います。
- ・職員の勤務時間外となる土日祝日や早朝の、運行前の協力員の安全運転に係る確認体制について検討を進めます。
- ・高齢ドライバーの運転適性等については引き続き課題意識をもって研修を実施していきます。
- ・都内の福祉有償運送事業の実施状況等を調査し、事業のあり方について精査していきます。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用会員数（人）	計画	120	120	130
	実績	94	105	
協力会員数（人）	計画	26	26	26
	実績	16	18	
運行件数（件）	計画	1,560	1,700	1,900
	実績	1,646	1,748	

※令和 4 年度は見込み値

4 困りごと援助サービス事業【共生社会課】

予 算	430,000 円
事業区分	☐ 自主事業 ☒ 補助事業（区） ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会困りごと援助サービス事業実施要綱
事業開始	平成 19 年 5 月 1 日
事業の目的等	一人暮らしの高齢者・障がい者や高齢者世帯、障がい者のみの世帯、高齢者と障がい者のみの世帯の方等を対象に、自分で解決することが難しい日常生活のちょっとした困りごとについて、地域の協力員が訪問しお手伝いします。会員登録は不要で、30 分 500 円で利用できる仕組みです。
現状と課題	会員登録の必要がなく、コロナ禍でも活動を継続してきた結果、利用件数が増えています。また、内容がちょっとしたお手伝いなので、比較的参加しやすい活動として協力員登録を希望される傾向がみられます。 また、地域の助け合いを推進するためには、小地域内での協力会員の拡充が必要です。

R5 年度目標	小地域での住民参加型の支え合いの仕組みの一つのモデルとして、実践の可能性を検証していきます。
----------------	--

<具体的取組>

- ・事業の趣旨が伝わりやすく親しみやすい名称として「ちょこっとお助け活動～困りごと援助サービス」に変更します。
- ・CSW や町会、民生委員等と連携し小地域での支え合いの充実を目指します。
- ・事業の利用を通じて、社会福祉協議会への理解を深め、社協会員の入会につなげていきます。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
サービス利用 延人数（人）	計画	240	240	240
	実績	160	205	
サービス利用 延時間数（時間）	計画	120	130	135
	実績	103.5	132.5	
協力員 登録者数（人）	計画	65	70	70
	実績	67	62	

※令和 4 年度は見込み値

5 ふくし健康まつり事業【共生社会課】

予 算	500,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☒ その他（区と共同主催）
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業開始	平成元年
事業の目的等	区民の福祉の向上や健康増進に関する意識の啓発を図ることを目的に開催します。例年障害者週間に合わせて 12 月の第 1 日曜日に開催しています。社会福祉協議会では、ボランティア団体による体験コーナー（あそびのひろば）や芸能披露等のステージプログラム、会場警備等を担当しています。
現状と課題	障害者週間に合わせた時期の開催となっておりますが、感染症などの流行する時期と重なっており、当事者の方の参加にも影響が出ることも多いような状況です。 会場となる区民センター、中池袋公園のキャパシティにも限りがあり調整が難しい状況続いており、障がい者が参加しやすいように、開催の時期や方法・内容の検討が必要です。
R5 年度目標	多様な主体が参加し協働できる仕組みづくりを推進します。

<具体的取組>

- ・障がい者への理解やボランティア活動の啓発など事業本来の主旨に立ち返り、地域福祉の推進に寄与するような企画提案をしていきます。
- ・イベントの企画・実施にあたっては、当事者団体やボランティアグループなどと共に取り組んでいけるような体制で進めていきます。（将来的に実行委員会の形を目指します）

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
参加者数 (人)	計画	6,000	15,000	10,000
	実績	—		
実施日		2/20 予定（中止）	2/26	12/3 予定
会場		区民センター 中池袋公園	区民センター 中池袋公園	区民センター 中池袋公園

6 コミュニティソーシャルワーク事業【共生社会課】

予 算	106,689,286 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（区） ☐ その他
	☒ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区コミュニティソーシャルワーク事業実施要綱（区）
事業開始	平成 21 年 4 月 1 日
事業の目的等	社会的孤立や制度の狭間で支援を受けることができない住民など、潜在化している地域生活課題に対する積極的なアウトリーチや相談支援、地域社会への参加支援などを実践することにより、“誰一人取り残さない”地域共生社会の実現を目指します。 また、地域住民や町会・自治会、民生児童委員、青少年育成委員、関係機関や団体等と協力し、地域における新たな支えあいの仕組みづくりを推進するとともに、地域力の向上を目指します。（区民ひろば 8 か所に職員常駐）
現状と課題	コロナ禍による影響が長期化する中で、年代や属性などを問わず、生活困窮状態に陥ったり、対面での交流ができなくなったことなどによる、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化した状況が続いています。 地域で孤立している人々に対し、地域住民や民生児童委員、団体とのネットワークを通じたアウトリーチや、伴走型の支援を行う必要があります。 また、地域活動者同士の横のつながりが弱く、活動上の悩みやモチベーションを維持する方法などを共有できない状況もあるため、地域での多種多様なネットワークづくりが必要です。
R5 年度目標	いわゆる 8050 世帯やひきこもり、ダブルケア、外国人家庭など、制度の狭間にあるケースなどへの相談支援を通じて、住民や地域団体、関係機関と連携した支援を実施し、それらから見えてくる共通の課題への対応を検討して、地域で実践を展開していきます。 福祉や地域に対する住民の意識を高め、CSW 活動への理解を促進するために、これまでの実践を各圏域にてまとめ、小地域での実践報告会や情報発信などを行います。

< 具体的取組 >

① 個別相談支援

- ・一人ひとりの気持ちや生活に寄り添いながら、ひきこもりや 8050 問題等、制度の狭間で支援を受けることができない住民や困難ケース等にも積極的に関わり、状況に応じて地域住民や関係機関等と連携して支援を行います。

- ・「福祉なんでも相談窓口」設置法人との連携を図り、潜在的なニーズの掘り起こしや、それらのニーズに対する対応策を検討します。

② 地域支援活動（学びあい・支えあいの活動）

- ・地域の実情により、地域住民や町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員、関係機関や団体等と協同して、「学びあい・支えあい」の地域支援活動に取り組みます。
- ・講演会や勉強会などの学びの場を通じて、多様化する地域生活課題を理解して、地域づくりに参加・応援する住民を増やします。
- ・地域のプラットフォームづくりを目的とした場（ぷらっと）を各圏域で推進していきます。

③ 地域の実態把握及び情報の発信

- ・公的機関・施設、地域活動・ボランティア団体、NPO 法人など、区民の生活支援や問題解決につながる社会資源を整理し、聞き取り調査などを行って、その情報を区民や関係機関に発信します。
- ・CSW が携わったケースの解決までの過程や結果などを地域にフィードバックし、地域の課題として認識、共有できるように取り組みます。

④ 認知度の向上及び活動の周知

- ・CSW の役割や事業内容の周知を図るため、相談窓口等での案内のほか、パンフレットやホームページ、SNS など、様々な機会や手段を通じて、情報発信を行います。

⑤ 研修などの充実による人材育成

- ・高齢、精神保健、児童、ひきこもり、ファンドレイジング（資金調達）、ファシリテーションなど、多分野に渡る研修を受講することにより、各職員のスキルアップを図ります。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
CSW 配置状況 (人)	計画	18	18	18
	実績	17		
個別相談延件数 (件)	計画	9,000	10,500	11,000
	実績	11,753		
実践報告会の実施 (各圏域)	計画	8	8	8
	実績	0		
実践報告会の実施 (区)	計画	4	4	4
	実績	4		

7 生活困窮者自立相談支援事業【共生社会課】

予 算	40,732,476 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（区） ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	生活困窮者自立支援法（第 4 条）
事業開始	平成 27 年 4 月 1 日（モデル事業：平成 26 年度実施）
事業の目的等	生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方を対象に、尊厳の保持を図りつつ、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などに応じて相談支援等を実施するとともに、住居の確保、家計再建、貧困の連鎖を防ぐために子どもに係る支援をあわせて実施することで、生活困窮者の自立促進を図ることを目的とします。（区役所 4 階で実施）

現状と課題	新型コロナウイルス感染症の影響が続き、住居確保給付金の相談・申請も引き続き寄せられ、特例給付や貸付が終了した今も、生活が困窮している方の相談が増加しています。緊急度が高く、複合的な問題を抱えている状態の相談も多く、個別状況に応じた支援を行う必要があります。 一方、就労にブランクがあったり、就労経験が少ない方からの相談も多く、仕事をする事への自信をつるためにも、身近な地域の中で就労体験できる場や、就業先が必要です。
R5 年度目標	特例貸付借受人や自立支援金対象者へのフォローアップ支援として生活再建に向けた相談・支援を行うとともに、就労支援担当者やCSWと連携して、就労体験等の場づくりを行っていきます。

＜具体的取組＞

○自立相談支援事業（必須事業）

- ・相談受付、課題の整理、関係機関等へのつなぎ等の相談援助業務
- ・訪問・同行支援
- ・相談者の課題に応じた支援計画の作成、寄り添い支援の実施
- ・自立支援センターへの移送業務等
- ・支援調整会議開催
- ・関係機関、地域団体等との連携、地域ニーズの把握

○住居確保給付金（必須事業）

- ・「住居確保給付金」（住居を喪失した、またはそのおそれのある生活困窮者に対する家賃相当額を支給）の相談・受付等

○家計改善支援事業（任意事業）

- ・収支状況の把握・債務整理等に関する助言、専門相談へのつなぎ等

○子どもの学習支援事業（任意事業）

- ・生活困窮世帯の子どもと保護者に対する生活支援、関係機関や学習支援活動へのつなぎ等
- ・学習支援活動等、地域の子どもの支援機関の連携体制構築等
- ・「としま子ども学習支援ネットワーク（とこネット）」の運営

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規相談受付数（人）	計画	1,320	1,320	1,140
	実績	1,261		
支援計画作成件（件）	計画	540	540	540
	実績	406		

【R3 年度支援計画（406 件）利用事業内訳延数】

内 訳	住居確保給付金	16 件
	一時生活支援事業	101 件
	家計改善支援事業	61 件
	就労準備支援事業	79 件
	就労自立促進事業	177 件
	就労支援	241 件
	貸付	1 件

【住居確保給付金支給開始世帯数】

	世帯数	支給金額
R2 年度	1,508 件	472,023,070 円
R3 年度	802 件	301,019,350 円

8 生活支援コーディネーター事業【共生社会課】

予 算	7,026,050 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（区） ☐ その他 ☒ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区生活支援体制整備事業実施要綱（区）
事業開始	平成 27 年 4 月 1 日
事業の目的等	高齢者等がいつまでも地域で日常生活を安心して暮らせるよう、豊島区全域（第 1 層）を統括する生活支援コーディネーター（以下、SC）を設置し、住民や民生委員、町会、地域の関係機関や団体、学校、企業、行政を交えた地域のつながりづくりを推進します。
現状と課題	地域には、生活課題を支える各種公的サービスとともに、心のこもった住民主体の多様な活動があり、住民の暮らしを支えています。 豊島区では、令和 3 年度から、第 2 層 SC が一部地域に配置（区内 NPO 法人などが受託）され、小地域での高齢者の通いの場、社会参加の場の創出に取り組んでいます。 第 1 層 SC は、第 2 層 SC と協働して地域づくりを進めるとともに、第 2 層 SC の育成や活動のサポートを実施しており、令和 5 年度からはより一層の連携が求められます。 一方、新型コロナウイルス感染症の影響で、高齢者の生きがい・社会参加などの場が減少し、フレイルの進行等の新たな課題に取り組む必要が出てきており、感染対策をしながら活動再開を検討している団体への支援は必要です。
R5 年度目標	第 2 層 SC と連携し、小地域で把握した地域課題を第 1 層協議体にて検討を進めるとともに、課題解決につながる小地域での取組を他地域に展開できるよう、地域住民や関係機関などとの関係構築を進めていきます。 また、地域課題への取組みなどを通し、第 1 層 SC と第 2 層 SC の活動を連動させるとともに、豊島ボランティアセンターとも連携し、ささえあい意識の醸成と多様な地域活動との連携を進めます。

< 具体的取組 >

○第一層協議体の運営

地域のつながりづくりを推進するため、民生委員や基幹型地域包括支援センタースタッフ、区内の福祉専門学校教師、福祉関係団体のスタッフ等で構成する豊島区全域（第一層）の協議体（会議体）を開催するとともに、各地域の高齢者総合相談センター、第 2 層 SC、CSW 等と連携を図りながら地域生活課題の調査、分析、新たな社会資源の開発等の協議を行います。

○地域資源の情報収集・共有化

地域資源データベースシステム（Ayamu）を地域住民やケアマネジャーに周知するとともに、年 2 回の地域資源プロジェクトチームを実施し、積極的に運用します。

○多様な会議体とネットワークを構築し地域課題の抽出を図る

地域ケア会議（地区懇談会）、高齢者福祉課の事業や小地域のネットワーク会議等に参加する中で地域の課題を把握するとともに、第 2 層 SC、CSW、高齢者総合相談センター他関係機関、諸団体と連携し、地域の多様な主体のネットワークづくりを行います。

○第 2 層生活支援コーディネーターの育成及び調整

第 2 層 SC 活動に関して育成研修の実施や各活動の支援などを行います。また、第 2 層 SC 同士の横のつながりづくりを行うために、情報交換の場を設けます。

○情報発信

「つながる地域づくり通信」を発行することで、地域住民や団体への情報発信、活動啓発を行い地域の福祉醸成を進めていきます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議体及び作業部会の開催 (第1層)	計画	4	4	4
	実績	2		
地域資源 (Ayamu) PT	計画	2	2	2
	実績	2		
つながる地域づくり通信発行	計画	6	6	6
	実績	5		
第2層圏域等での会議体への参加	計画	16	16	32
	実績	34		
第2層SC育成、支援	計画	48	96	100
	実績	91		

9 福祉包括化推進事業【共生社会課】

予 算	7,400,000 円 (人件費含む)
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業 (区) ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	社会福祉法 (第106条)
事業開始	平成31年4月1日
事業の目的等	複合的かつ多様な地域生活課題を抱える人等を、分野横断で包括的に受け止め・支援する体制を構築するために、区と社協が協働して、区関係課長による福祉包括化推進会議、及び福祉包括化推進員 (係長級) による福祉包括化推進員部会を開催します。
現状と課題	複合的な課題を抱える人等に対応するために、様々な領域 (多文化共生など) で活動する NPO や社会福祉法人などのインフォーマル資源との連携・協働や、課題解決する方法の蓄積・支援体制のフォローアップが必要です。
R5 年度目標	福祉包括化推進員部会において、多種多様な支援機関やインフォーマル資源に関する情報共有に努めます。 具体的な地域生活課題の共有を通して、包括的な支援を実践します。また、既存の福祉サービス等では対応できない課題については、他機関とともに新たな社会資源や事業の創出なども視野に検討を行います。

< 具体的取組 >

- ・区に配置される福祉包括化推進員と連携して、複合的な課題を抱える人等を支援するための課題把握や、相談支援機関等との連絡調整・指導助言等を行います。
- ・福祉包括化推進会議及び福祉包括化推進員部会に参画し、個別・地域課題に対して、効果的な対応方策について検討することで、包括的な支援を実施する体制を構築します。
- ・分野やフォーマル、インフォーマルを問わず、地域の様々な団体や活動、ネットワーク会議等に参画し、地域生活課題の把握や分野横断のネットワークづくりを行います。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
福祉包括化推進会議への参加	計画	2	2	2
	実績	0		
福祉包括化推進員部会への参加	計画	6	12	12
	実績	11		

10 東日本大震災被災者支援事業【総務課】

予 算	2, 258, 000 円
事業区分	☐ 自主事業 ☒ 補助事業（都） ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☒ 縮小・廃止事業
事業根拠	避難者の孤立化防止事業補助金交付要綱
事業開始	平成 23 年
事業の目的等	東日本大震災避難者の孤立を防止します。
現状と課題	コロナ禍でとじ込めりがちな生活となり、避難者同士の交流の場を求める声が強 く上がっていますが、現在は、感染対策のため、イベントの中止や避難者以外の参 加を控えるなど、少人数での活動を続けています
R5 年度目標	避難者の生活状況やニーズ、地域との関り等を確認し、今後の支援を検討すると ともに、サロンに集まる以外の孤立防止の支援方法を検討します。

< 具体的取組 >

- ・巣鴨サロンを週 1 回開催し、避難者同士で集う場をもち、孤立を防止します。同時に、サロンに求めら
れるニーズを確認し、今後のサロン運営について検討します。
- ・コロナ禍により孤独感を強く感じる避難者の方の心のケアをすべく、サロンスタッフによる電話訪問
をします。

事業名	内容	実施回数等
巣鴨サロン開館	避難者同士が集う場として、また、被災者と地域住民が 交流する場としてサロンを開催。	隔週火曜 13 時～15 時半
サロン通信発行	サロンでの活動や避難者向けの情報等を掲載し、サロン に来られない避難者や関係機関に送付。	年 3 回 4 月・8 月・1 月

11 高齢者元気あとし事業【共生社会課】

予 算	2, 569, 000 円
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（区） ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区元気あとし事業実施要綱（区）
事業開始	平成 20 年 7 月 1 日
事業の目的等	高齢者自身のフレイル予防・介護予防とお互いに支え合う地域社会をめざして行 うボランティア活動を推進する事業です。介護保険施設等でボランティアをすると スタンプがもらえ、スタンプ数に応じて換金（10 ポイント 1, 000 円）ができます。

現状と課題	コロナ禍において、主な活動先であった介護保険施設等でのボランティア活動が、感染対策の観点から外部からの受入れを制限している状況が続いている中、総合事業の通所型サービスを中心とした地域のサロンを新たな活動先として指定し、新規登録を推進しています。 活動を活性化するために、柔軟な発想で運用・展開を行っている反面、多くの機関・団体に関わることで、仕組みの理解や運用面でばらつきが生じていることが課題です。
R5 年度目標	運営に関わる機関・団体へ向けた継続的な情報共有の場を設けることで、適切な制度運営を実施していきます。

< 具体的取組 >

- ・新規参加登録については随時実施、社会福祉協議会以外の場所でも新規参加登録ができるように展開する仕組みを整備します。
- ・通年対応としたポイントの活用（還元）の機会についての PR を定期的に行います。
- ・活動内容についても、幅広く捉え、高齢者がこれまで培ってきた経験や技術を活かせるような活躍の場づくりを推進します。社会福祉協議会主催の活動の場づくりも積極的に行います。また、ポイント対象事業の活動作りの支援についても積極的に対応していきます。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
登録者数 (人)	計画	550	600	650
	実績	516	590	

※令和 4 年度は見込み値

現在の活動先 (62 か所)

介護保険施設関係 30 か所

介護予防サポーター事業 5 事業

(認知症キャラバン・メイト活動、介護予防サポーター活動の一部、介護予防サロンサポーター活動、認知症介護者の会運営、認知症カフェ)

介護予防事業委託事業者 10 事業所 (各包括、介護予防センター、フレイル対策センター)

その他 17 か所 (総合事業 B 型サロン)

1 2 受験生チャレンジ支援事業【総務課】

予 算	7,500,000 円 (人件費含む)
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業 (区) ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☒ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	受験生チャレンジ支援貸付事業実施要綱 (都)
事業開始	平成 23 年 4 月 1 日
事業の目的等	低所得世帯の子どもの受験に係る費用を貸し付けることで、子どもの学習の機会を保障し、低所得低学力の不の連鎖を断ち切ることを目指します。
現状と課題	ひとり親世帯の相談が多くあり、仕事を休むと減収してしまうため、社協の窓口時間の平日日中には相談へ行けないといった声が多く聞かれます。 また、学校を通して対象学年の生徒にパンフレットの配布を依頼していますが、親まで情報が届かない状況があります。
R5 年度目標	申込者である親世代へ情報が周知されるよう多様な方法で PR を行うとともに、受付時間の延長や土曜日の受付など、体制の見直しを行います。

＜具体的取組＞

- ・ひとり親世帯等一定所得以下の世帯に対して、子どもの受験にかかる学習塾の費用、高校や大学等の受験費用について貸付を行うことにより、子どもの学習の機会の保障と支援を行います。
- ・今までのPR方法（社協内広報や区報への記事掲載、学校や塾へのリーフレット配布、HP掲載）以外にスーパーマーケットなど親世代の目に留まりやすい施設へのポスター掲示や社協 SNS の活用を行っていきます。
- ・相談者の動ける時間を把握し、できる限り柔軟に対応できるよう相談体制を整備します。
- ・受付の込み合う時期（12月～1月）に円滑な対応ができるように、係内の応援体制を整えます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数（件）	目標	160	160	200
	実績	125		
相談件数（件）	実績	693		
決定件数（件）	実績	125		

1.3 終活サポート事業【地域福祉課】

予算	8,247,000円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（区） ☐ その他 ☒ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	終活サポート事業運営実施要綱 豊島区終活情報登録事業実施要綱（区）
事業開始	令和3年2月
事業の目的等	区内在住の概ね65歳以上の高齢者とその家族を対象に、終活（人生の終末を迎えるにあたり、介護、葬儀、相続などについての希望をまとめ準備を整えること）に関する総合相談に対応し、老後に対する不安や悩みを解消すると共に、今後の生活をより充実したものとすることを目指します。
現状と課題	相談者の約6割が単身高齢者であり、身近に支援者のいない方が多い状況です。 終活に取り組むには一定の遂行能力（判断力や体力を含む）が必要であり、さらに、収入や資産が少なく専門家との生前契約が難しい方なども多く、早めに相談をしてもらうことが重要です。 エンディングノートの活用講座や終活準備のための講演会を実施していますが、その場限りで具体的な取り組みに至らないケースが多くみられます。 また、終活情報登録事業の周知をしていますが、登録数があまり増えていない状況です。利用が望ましい方に情報が届いていない可能性が考えられます。
R5年度目標	元気なうちから「終活」に取り組めるよう、エンディングノートの活用講座や講演会等を通じて周知を図るとともに、相談体制の充実を図ります。 講演会や関係機関への周知により終活情報登録事業の広報を強化し、特に単身高齢者について、利用登録者の増加を目指します。

＜具体的取組＞

- ・終活相談チェックリストを作成し、相談場面で活用することで、備えるべきリスクや課題を見える化し、相談者自身が終活に取り組みやすいように提案します。

- ・経済的に不安があるため専門家等に委任することが難しい方の利用を想定した、見守り・死後事務等の新たな支援メニューや利用料等の検討を進めます。
- ・エンディングノート completion まで伴走的に支援する連続講座（全 3～5 回）を開催し、参加者が悩むポイントを把握するとともに、記載の支援を行うことで実際に活用してもらえるよう働きかけます。
- ・「終活情報登録事業説明・登録会」を区民ひろば等で開催し、身近な地域で利用登録ができる機会を増やします。
- ・これまで蓄積してきた知見を活かし、一人暮らし高齢者を対象とした、定期的な見守りや入退院支援、死後事務支援に関する新規事業の実施について検討を進めます。

〔主な事業内容〕

- 相談対応（職員による相談及び専門相談）
- 普及啓発（講演会の開催、パンフレットや「豊島区終活あんしんノート」の配布等）
- 終活情報登録事業…もしもの時に備えて終活情報を登録しておくことで、あらかじめご本人が指定した相手（緊急連絡先や警察・消防・医療機関等）に、その情報を伝えることができます。

			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談件数（件）		計画	960	960	1, 050
		実績	898		
講座等の開催	回数（回）	計画	10	10	15
		実績			
	参加者数（人）	計画	150	150	180
		実績	164		
終活情報登録の登録者数(人)		計画	—	120	50
		実績	—		

1 4 緊急支援事業【総務課】

予 算	630,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☒ その他（区との協定事業）
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	緊急支援事業（路上生活者等に対する緊急援護金等支給）事務に関する協定書
事業開始	平成 19 年
事業の目的等	一時的に生活困窮に陥った方に対し、緊急一時保護に必要な交通費や生活費等の貸付により、生活保護等制度活用までの間、生活の安定を図ります。
現状と課題	コロナ禍において経済困窮による相談は増加傾向にあり、貸付後の返済が得られないケースもあります。
R5 年度目標	生活福祉課と協議をし、貸付における課題整理を行い、限られた財源での効果的な支援の実施ができるように検討します。

< 具体的取組 >

- ・区との協定に基づき、社協が資金を提供し、生活福祉課が支援を実施します。
- ・支給対象者は、生活保護申請中で受給までの生活費が不足する者や更生施設等に入所予定の路上生活者等で、制度利用までの生活費の貸付により、自立生活が営めるように支援をします。
- ・自立支援の対象者の貸し付けについて、状況に応じて区と協議のうえ対応を検討していきます。

- ・限られた予算の範囲で運用が続けられるように、支給及び返済状況を社協と生活福祉課の双方で確認し、支給額等の見直しを早めに行います。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額（円）	630,000	630,000	630,000
実施件数（件）	561		

Ⅲ ボランティア活動推進事業

1 ボランティアセンター運営事業【共生社会課】

予 算	1, 240, 000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島ボランティアセンター規程
事業開始	昭和 52 年 6 月 1 日
事業の目的等	ボランティアへの理解と参加促進を図る中核機関として位置づけられています。 ・ ボランティア・市民活動に関する情報の提供や相談対応 ・ ボランティア保険の普及や加入促進 ・ ボランティア活動室・機材の貸し出し
現状と課題	ボランティア活動室の利用状況が少しずつコロナ前に戻ってきていますが、まだまだ活動を控えている利用団体もあります。また、企業等の社会貢献活動へ向けた相談も増えてきています。 活動の参加促進を促すために、ボランティア・市民活動に関する情報のデータベース化、公開について具体的な取り組みが必要です。 また、企業や教育機関の地域活動に関する相談も増えてきており、活動事例に関する問合せや活動の立ち上げ方などに関する支援について、ノウハウの蓄積と担当者間の情報共有が必要です。
R5 年度目標	中間支援組織としてボランティア活動団体の運営についての相談支援を行うとともに、企業や教育機関の地域活動に関する相談支援についても積極的に対応していきます。

< 具体的取組 >

- ・ 豊島区生活支援体制整備事業で運用している地域資源情報管理システム“Ayamu”を活用しボランティアセンターで管理している資源情報を地域で共有していきます。
- ・ 令和 4 年度に導入した総合情報システム（こころ）で個人会員情報の他に、団体情報の相談対応管理を行っていくようにします。
- ・ 一般の助成団体への助成金活用に向けた申請支援など、活動団体の資金調達を中心とした運営相談にも積極的に対応します。
- ・ 企業や教育機関の地域活動事例の情報収集、活動の立ち上げ方などに関する具体的な支援方法について整理していきます。
- ・ 大学のボランティアセンターとのネットワークを強化します。

2 ボランティア活動の推進【共生社会課】

予 算	1, 365, 000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島ボランティアセンター規程
事業開始	昭和 52 年 6 月 1 日

事業の目的等	ボランティア・市民活動を推進・支援に資する情報集積、発信を広報誌・情報誌の発行等を通じ実施しています。
現状と課題	ボランティア活動入門・情報誌の発行については内容も充実してきました。また、広報誌については社協広報誌との合併号の発行を通じ、通年での発行内容の企画整理が進みました。 現在の発行日だと、会議体等での配布のタイミングが合わないため、タイムリーな情報発信ができないことが課題となっています。
R5 年度目標	ボランティア活動入門・情報誌については各学校の夏休み前に活用できる時期に発行します。 広報誌の発行については配布タイミングが合う時期へ変更を検討します。

＜具体的取組＞

○夏“だけじゃない” ボランティア（ボランティア活動入門・情報誌の発行）

- ・1年を通じてボランティア活動について考えていくためのボランティア活動入門・情報誌を発行しています。この冊子は、ボランティア入門講座などにおけるテキストとして使用します。
- ・学生のボランティアグループのネットワークの構築を目指します。
- ・主体的にボランティア活動を起こすための後押しにも力を入れていきます。

○としまボランティアセンターだより発行（広報誌の発行）

- ・発行日を15日から1日発行に変更します。
- ・年2回を社協広報紙「トモニー通信」との合併号とすることで情報発信力の強化を図ります。
- ・発信する記事の内容や想定されるターゲット層などに応じ、Twitter、line、Instagram、FacebookなどのSNSと紙媒体を使い分けて効果的な発信を試みていきます。

事業名	内容	実施時期/回数
としまボランティアセンターだより発行	・通常版毎月4,500部発行 ・ボランティア情報、講座等の情報を掲載します。 ・公共施設、区内各所で配布します。 ・たいむらいん 各800部発行	通常版 年10回 （毎月1日発行） トモニー通信合併号 年2回 たいむらいん 年10回程度 （不定期発行）

3 福祉教育・ボランティア精神の醸成【共生社会課】

予 算	115,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島ボランティアセンター規程
事業開始	昭和52年6月1日
事業の目的等	福祉教育・ボランティア講座等を通じ地域福祉やボランティア活動の理解を深め、地域活動への参加促進を図ることを目的とし実施します。
現状と課題	体験講座については小中学校を中心とした依頼の他、企業や事業所などからの実施相談が増えています。しかし、対応できる講座の内容や運営ノウハウについての職員間の共有が十分にできていない状況にあります。 より実践的な内容を伝えるためには、当事者や専門領域の方の協力を得て講座を実施した方がよいと考えているが、まだ協力者との連携は限られています。

R5 年度目標	講座内容のマニュアル化を進め、どの職員でも講座運営ができるようにします。 講座に協力してくれる事者や専門領域の方との関係構築を推進します。 主催講座の企画・実施を通じ、新たなネットワークづくりを推進します。
----------------	---

＜具体的取組＞

○テーマ別講座

- ・精神保健ボランティア入門講座の企画運営について通年で対応しています。

○出張講座

- ・出張講座については、プログラム内容のメニュー化を推進し利用しやすい情報提供に努めます。
- ・当事者や実践者にも協力を仰ぎ、より具体的な体験学習につながるよう、プログラム内容を工夫していきます。社会福祉法人ネットワークを通じ、施設の専門職の派遣協力をお願いしていきます。
- ・地域の高等学校と連携して、SDG s アクションへ向けたワークショップ及び具体的な活動実施のプログラムを作成します。

○主催講座（時々話題に応じ随時新たな講座を開催予定）

- ・手話超入門講座の実施（終了後も継続的に実践できる手話サロン開催予定）

事業名	内容	実施時期・回数
テーマ別講座	・精神保健福祉ボランティア入門講座	年1回（3回連続）
出張講座	・体験ボランティア、ボランティア入門講座を実施します。 （令和4年度は高等学校4件、大学1件実施） ・学校が実施する福祉体験学習等への職員派遣や企業研修等の支援を行います。（令和4年度は小中学校5件、企業等3件実施） ・SDG s アクションワークショップを開催します。（令和5年度高等学校1件予定）	通年
主催講座	・手話超入門講座	年1回（3回連続）

4 その他の地域支援（自主事業）【共生社会課】

予 算	144,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島ボランティアセンター規程
事業開始	昭和 52 年 6 月 1 日
事業の目的等	ボランティアセンター独自の活動を企画し、ボランティア・市民活動の参加機会を創出します。
現状と課題	各事業の目的やニーズを明確にし、今後の方向性や事業展開について検証していく必要があります。また、すべて自主事業であることから、事業実施するうえでの財源の確保が課題です。
R5 年度目標	個々の取り組みの中にファンドレイジングの視点を取り入れ、各事業への理解と共感を深めていきます。

	全課で取り組む「フードバンクあったか豊島」の取り組みを通じ、地域のつながりの輪を広げていきます。 各事業を軸としたネットワークづくりを推進していきます。
--	--

< 具体的な取組 >

事業名	事業の内容	具体的な取組
フードバンク あったか豊島 (R3～)	経済的に不安定で支援が必要な人たちや地域のコミュニティサロン、子ども食堂、みんなの食堂、食料支援活動等を行う地域活動団体、社会福祉施設等に対して、区民や企業、店舗等から無償提供を受けた食料品等の物資を配付して地域福祉力の向上を図ることを目的としています。	社会貢献活動の一つとして「フードドライブ」に取り組む企業等との連携の他、支援を必要とする方々へ食料品等を提供する地域活動団体とも連携を深め包括的ネットワークの構築を進めています。 法人全体で、物資の受付や配付に取り組みます。
クラフトマスクで地域をつなぐプロジェクト (R2～)	クラフトマスクの製作・提供という一連の活動を通じ感染対策への啓発と地域の担い手をつないでいくことを目的としています。	コロナ禍の地域福祉活動を展開していく起点となるプロジェクトとして今後はマスク以外の手作り作品にも幅を拡げ、寄附付き商品開発なども視野に入れた新たな取り組みを試みます。
使用済み切手整理活動支援事業	新たな使用済み切手整理活動団体の登録を推進し、ボランティアセンター主催の活動の場の創出を行います。	使用済み切手整理活動をする団体の管理と使用済み切手の収集、整理を行います。 売却益の活用方法などのPRを行い、使用済み切手の収集に努めます。
車いす貸出事業	怪我や病気などで一時的に車椅子を必要とする方や、教育機関、企業での車椅子体験学習に、無料で貸出をします。	車いすのメンテナンス対応、更新について対応していきます。 貸出のルールについて整理していきます。
福祉用具再活用事業	譲りたい人と使いたい人を繋ぐ、福祉用具の再活用から生まれる優しい地域福祉活動を推進します。	SNSなどを活用し、より効果的な再活用機会を創出していきます。
インクカートリッジ回収事業 (R4～)	使用済みインクカートリッジの回収を通じ地球にも人にも優しい環境づくりを応援します。	わかりやすく、参加しやすいSDGsアクションかつ地域福祉にも貢献できる活動として極力機関、協力者を増やしていきます。

5 災害ボランティアセンター運営支援体制構築事業【共生社会課】

予 算	309,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他 ☒ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	防災対策の協力に関する協定書（豊島区、豊島区民社会福祉協議会） 豊島区災害ボランティアセンター運営マニュアル
事業開始	平成 24 年（災害ボランティア支援事業） 令和 2 年（災害ボランティアセンター運営支援体制構築事業）
事業の目的等	災害ボランティアセンターの運営に備えた支援体制の構築や災害ボランティアの養成・登録、地域防災活動へ向けた啓発活動を行います。

現状と課題	南長崎地区の3町会の町会長や防災部長、民生委員、社協ボランティア担当、CSWが集まり協議し、災害時要配慮者をリストアップし、ゆるやかな見守りを行うことのマニュアル作りのサポートをしています。また、その他の地区でも個別支援計画づくりの支援を継続しています。 災害ボランティアセンター設置場所の確保や運営体制を早急に決定、構築する必要があります。特に災害時に起こる様々な生活課題を追究していくと、行政や民間機関、地域団体等の協力を得て運営支援を行う必要があります。 また、コロナ禍の中、災害ボランティア協定を締結している埼玉県和光市、長野県箕輪町の社協との交流が殆どなく、災害協定の見直しもなされていません。
R5 年度目標	災害ボランティアセンターの設置場所や待機場所について豊島区と協議を重ねて早期に確定に努めます。 また、災害ボランティアセンターに寄せられる様々なニーズに対応するため、地域団体や専門機関、豊島区等の協力を得て運営支援を行うとともに、区民が抱える生活課題解決のため災害時における包括的支援体制の構築につなげていきます。 新たな地方社協と災害時の協定を結ぶべく、また、既存の交流団体との交流も復活させるため、専門性の高い非常勤職員を採用して活用を図ります。

＜具体的取組＞

- ・青年会議所及び大学ボランティアセンター等との連携を深めていきます。
- ・災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営に向けた組織内部体制の見直し、研修、立ち上げ訓練の実施などについてスケジュールを見直します。
- ・災害ボランティア養成研修については、災害ボランティアセンターの運営のためのボランティア養成という視点で構成し、登録・研修について実施していきます。
- ・「災害からみえた地域の課題」というテーマで連続講座を開催します。
- ・防災フェスでのPR活動を通じ、参加団体との連携を深めていきます。

6 ボランティアによる視覚障害者の支援事業【共生社会課】

予 算	112,000 円
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（区） ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区視覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業実施要綱（区）
事業開始	平成 22 年
事業の目的等	視覚障がい者の地域生活における必要な情報の確保とコミュニケーションを円滑にするため、ボランティアによる情報収集や代読・代筆の活動を通じて、視覚障がい者の自立支援及び社会生活の参加を促進します。そのためのボランティアの養成と、活動のマッチングを実施しています。
現状と課題	新型コロナウイルス感染拡大により、しばらくボランティア養成講座の実施ができませんでした。新たなボランティア養成や、既に登録し活動しているボランティアの継続研修等が必要となってきました。 一方、事業の受託から 10 年以上が経過していますが、事業の評価や見直しなどについて、この間委託元である豊島区と協議ができていません。

R5 年度目標	ボランティア養成講座の開催内容について見直していきます。 視覚障がい者の情報保障に関わる制度の実施状況を精査し、事業の有効性やあり方について検証します。
----------------	--

＜具体的取組＞

- ・研修講師についてはこれまでの団体の他に、同じ領域で具体的な取り組みを実践している団体や、実際にボランティアを利用している人などにも協力を仰ぎ、より実践に即した研修機会を提供します。
- ・受託事業としての事業実施内容について、豊島区と協議します。

IV 助成事業

1 障害者施設・団体等助成事業【共生社会課】

予 算	10,588,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	地域福祉活動費助成要綱
事業開始	平成 14 年 4 月 1 日
事業の目的等	各種団体が実施する社会福祉の啓発や研修、世代間交流等に対し、経費の一部を助成します。
現状と課題	コロナ禍を経て、申請件数が予定より大幅に下回っている状況が続いています。一方で、内容を一部変更するなど、工夫しながら活動を継続している団体からは、どのような場合であれば助成の対象となるのかという相談や、助成金に付随して活動内容に関する相談が入るなど、相談内容が多様になってきています。そのため、対応する職員のスキル向上が課題です。
R5 年度目標	助成事業について、申請内容や相談履歴などの事例を蓄積し、担当内で共有することで、相談対応の質の向上を図ります。

< 具体的取組 >

- ・申請・報告しやすい（書きやすい）様式への改善を引き続き行います。
- ・助成制度の活用方法や申請書類の書き方等についての支援を目的に説明会等を開催します。
- ・助成申請団体情報をデータベース化し、事務管理の合理化を推進します。
- ・初回申請より一定期間が経過した団体についての再ヒアリングを実施します。

助成状況（令和 4 年度は見込み額、令和 5 年度は予算額）

	令和 4 年度	令和 5 年度
財源	共同募金：歳末たすけあい配分金 自主財源：地域福祉推進基金 社協会費、寄附	共同募金：歳末たすけあい配分金 自主財源：地域福祉推進基金 社協会費、寄附
助成総額 (1 団体平均)	予算額 運営費助成 2,635,000 円 (1 団体平均) 439,166 円 事業費助成 7,830,000 円 (1 団体平均) 54,755 円 見込み額 運営費助成 2,621,000 円 (1 団体平均) 436,833 円 事業費助成 4,354,000 円 (1 団体平均) 51,833 円	予算額 運営費助成 2,635,000 円 (1 団体平均) 439,166 円 事業費助成 7,830,000 円 (1 団体平均) 54,755 円
助成団体数	(予定数) 運営費助成 6 団体 事業費助成 143 団体 (見込み数) 運営費助成 6 団体 事業費助成 84 団体	(予定数) 運営費助成 6 団体 事業費助成 143 団体

2 サロン活動支援助成事業【共生社会課】

予 算	1,125,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	サロン活動支援助成要綱
事業開始	平成 14 年 4 月 1 日
事業の目的等	各種団体等が、高齢者や子育て中の親子などを対象に取り組むサロン活動に対して経費の一部を助成し、活動の促進・支援を図ります。
現状と課題	誰でも参加できる集いの場や、生きづらさを抱えた人の集いの場づくりなどこれまではなかった活動申請が出てきています。 本助成事業の他にも、サロン活動を支援するための類似した助成制度が充実してきているため、限られた予算の範囲において必要な活動への効果的な助成を行うために、対象とする活動内容や範囲等について、検討する必要があります。
R5 年度目標	類似する助成制度との関係性を整理して、事業の見直しを進めます。 助成申請団体が抱える課題を解決する場づくりを推進します。 助成金の事務管理については、データベース化を推進します。

< 具体的取組 >

- ・サロン活動支援助成要綱の見直しを行います。（開催経費の単位の見直し）
- ・サロン連絡会を開催しネットワークづくりを推進し、様々な課題について共に検討する場を設けます。
- ・助成申請団体情報をデータベース化し、事務管理の合理化を推進します。
- ・初回申請より一定期間が経過した団体についての再ヒアリングを実施します。

助成状況（令和 4 年度は見込み額、令和 5 年度は予算額）

	令和 4 年度	令和 5 年度
財源	共同募金：歳末たすけあい配分金 自主財源：地域福祉推進基金 社協会費、寄附金	共同募金：歳末たすけあい配分金 自主財源：地域福祉推進基金 社協会費、寄附金
助成総額 (1 団体平均)	予算額 1,125,000 円 (1 団体平均) 45,000 円 見込み額 819,000 円	予算額 1,125,000 円 (1 団体平均) 45,000 円
助成団体数 (見込み数)	25 団体 (17 団体)	25 団体

3 地域福祉推進助成事業【共生社会課】

予 算	12,500,000 円
事業区分	☐ 自主事業 ☒ 補助事業（区） ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	地域福祉推進事業助成要綱
事業開始	平成 14 年 4 月 1 日
事業の目的等	民間の福祉施設や団体が、地域に根差して行う先駆的、開拓的、実験的事業の推進と安定した事業運営を支援します。
現状と課題	各団体の申請書類、報告書類について、不備や不足などがみられる状況でしたが、現在は改善しています。

	各団体の助成事業実施状況の確認が書類のみであり、申請内容の事業がどのように実施されているか、具体的な確認ができていない状況にあります。
R5 年度目標	助成内容の事業実施状況について、実態把握に努めます。

< 具体的取組 >

- ・ 区の補助額の枠内で事業を実施します。
- ・ 助成金実績報告を踏まえて精査していきます。
- ・ 実績報告に基づき、実態調査やヒアリング等を実施します。

- ・ 助成状況（令和 4 年度は見込み額、令和 5 年度は予算額）

	令和 4 年度	令和 5 年度
財源	区補助金	区補助金
助成総額	予算額 12,500,000 円 （1 団体平均） 2,500,000 円 見込み額 12,500,000 円	予算額 12,500,000 円 （1 団体平均） 2,500,000 円
助成団体数	5 団体	5 団体

4 給食ボランティア活動助成事業【共生社会課】

予 算	682,000 円
事業区分	☐ 自主事業 ☒ 補助事業（区） ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	給食ボランティアグループ助成要綱
事業開始	平成 14 年 4 月 1 日
事業の目的等	地域との交流の乏しい一人暮らし高齢者に、バランスの取れた食事を提供し、健康の増進、孤独の解消及び地域社会との交流の促進を図る給食ボランティアグループの取り組みに経費の一部を助成します。
現状と課題	宅配給食への企業参入や、コロナ禍で発展した各種宅配サービスなどもあり、単純に食を届けるというサービスとしては、地域資源が充実してきている状況にあります。 一人暮らし高齢者の見守りや地域交流の場となっているこの活動においては、コロナ禍の折、運営形態に会食以外に一部配食を加えた対応を継続しています。 ボランティアグループのメンバーの高齢化と後継者不足が団体の課題となっています。また、コロナ禍での活動継続に苦慮している様子もうかがえます。
R5 年度目標	助成団体の活動場所を訪問し活動の状況について実態調査する機会を設けます。 令和 2 年度に 1 団体が活動を終了していますが、今後のニーズについて検証していきます。

< 具体的取組 >

- ・ 区の補助額の枠内で実施し、引き続き各団体の活動を見守ります。
- ・ 助成金実績報告を踏まえて精査していきます。
- ・ 実績報告に基づき、実態調査を実施します。

助成状況（令和4年度は予算額及び見込み額、令和5年度は予算額）

	令和4年度	令和5年度
財源	区補助金 自主財源：地域福祉推進基金、会費、寄附	区補助金 自主財源：地域福祉推進基金、会費、寄附
助成総額	予算額 718,700 円 見込み額 671,180 円	予算額 682,682 円
団体数	1 団体	1 団体

V 生活福祉資金貸付事業

1 生活福祉資金貸付事業【総務課】

予 算	10,348,000 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（都社協） ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	社会福祉法（第2条第2項第7号） 生活福祉資金貸付制度要綱（厚生労働省）
事業開始	平成2年
事業の目的等	所得の少ない世帯、障がい者や療養・介護を要する高齢者のいる世帯を対象に資金の貸付と必要な相談支援を行い、経済的自立、生活意欲の助長促進を図ります。
現状と課題	新型コロナウイルス感拡大の影響が長引き、減収や離職により生活福祉資金の貸付では対応できない「生活自体が苦しい」といった相談が増えています。 また、相談者が抱える課題が多岐に渡るため、多職種との連携が求められています。
R5 年度目標	償還中の方への相談支援にも注力し、償還率をあげていきます。 新規、継続相談に関わらず個別ケースや制度変更等について担当職員で内容を共有し、支援の均等化を図ります。 関係機関との連携を強化するため、情報の共有や相談体制の構築を図ります。

< 具体的取組 >

- ・償還中の方の記録を整理し、電話や手紙等で状況確認を行います。また、聞き取った課題に合った手続きや制度の案内をし、無理なく償還が続けられるよう支援します。
- ・毎朝、担当者間の申送りの会を実施することで、ケースの支援経過や制度等の情報共有を行います。
- ・支援困難ケースについては個別ケース検討を随時開催します。必要に応じて他業種を含めたケース検討会議を開催し、多職種との連携を深めていきます。

《主な貸付事業内容》			令和3年度相談数 (貸付件数)
1) 生活福祉資金 所得の少ない世帯・障がい者および 介護を要する高齢者のいる世帯に 対して、その世帯の生活の安定と経 済的自立を図ることを目的に資金 の貸付を行う制度です。この制度 は、資金の貸付による経済的な援助 にあわせて、地域の民生委員・児童 委員が資金を借り受けた世帯の相 談支援を行います。	①福祉資金	療養、住居の移転、出産・葬祭 等に必要な経費など	243 件 (0 件)
	②教育支援 資金	学校教育法に規定する高校、専 修学校、大学等の授業料などに 必要な費用	522 件 (15 件)
	③緊急小口 資金	医療費の支払いや火災などの 被災によって生活費が臨時に 必要な場合や、年金・失業給付 など支給開始までなどに必要 な場合	149 件 (1 件)
2) 総合支援資金 失業者等、日常生活全般に困難を抱 えた世帯の生活の建て直しのため、 継続的な相談支援と生活費及び一 時的な資金の貸付を行う制度です。	①住宅入居 費	敷金・礼金等、住宅の賃貸契約 を結ぶために必要な費用	31 件 (0 件)
	②一時生活 再建費	低家賃への転居費用、家具什器 費、現在居住の公共料金の滞納 などの支払いなど	22 件 (0 件)

	③生活支援費	生活再建に向け、就職活動等行う間の生活費	142 件 (0 件)
3) 不動産担保型生活資金 自己所有の不動産（土地・建物）に将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者に対し、その不動産を担保として、生活資金の貸付を行う制度です。	①不動産担保型生活資金	集合住宅は対象外、65 歳以上の高齢者世帯が対象	60 件 (2 件)
	②要保護世帯向け不動産担保型生活資金	この制度を利用しなければ生活保護の受給が必要であると福祉事務所が認めた 65 歳以上の高齢者世帯	231 件 (0 件)

2 生活福祉資金貸付事業（特例貸付）【総務課】

予 算	22,340,000 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（都社協） ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	社会福祉法（第 2 条第 2 項第 7 号） 生活福祉資金貸付制度要綱（厚生労働省）
事業開始	令和 2 年 3 月 25 日
事業の目的等	新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、収入が減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度における福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について特例措置を設けることにより、経済的自立、生活意欲の助長促進を図ります。
現状と課題	世帯の生活状況等のアセスメント等が十分にできないままに貸し付けせざるを得ない状況であったため、償還時に自立の目途が立たない方の相談が多く生じています。また、生活困窮が続き償還が困難な方に対して対応できる制度が不足しており、解決が難しい状況が懸念されます。
R5 年度目標	生活困窮が続き償還が困難な方に対して、返済計画の見直しをするとともに、くらし・しごと支援センターや生活福祉課などの関係機関と連携をして、自立支援に取り組みます。

<具体的取組>

- ・受付期間終了後も、生活困窮が続き更なる貸付の相談が寄せられていることから、債務整理や就労・家計支援、生活保護への繋ぎなど関係機関と連携することで、経済的な問題解決ができるように支援を行います。
- ・外国籍の方や高齢者など、申請手続きに支援が必要な方に対応できるように、わかりやすい説明資料を準備するなど、窓口の体制を整えます。

	緊急小口資金	総合支援資金	総合支援資金 延長	総合支援資金 再貸付
貸付額 (上限)	20 万円	単身：15 万円×3 か月 2 人以上：20 万円×3 か月	左記金額	左記金額
据置期間	令和 4 年 12 月（R4.3.31 までの申請分）		令和 5 年 12 月	令和 6 年 12 月
返済期間	2 年以内	10 年以内	10 年以内	10 年以内
連帯保証人・利子	無	無	無	無

申請件数及び貸付額 (受付期間 令和元年3月25日～令和4年9月30日)

		申請件数	貸付額(千円)
緊急小口資金		11,335	2,267,000
総合支援資金	(初回)	9,514	8,057,410
	(延長)	3,482	
	(再貸付)	5,167	
合計		29,498	10,321,140

*緊急小口資金については、貸付決定通知が届かないため、申請数を貸付額として概算で計上しています。

*総合支援資金は1件の申請に対し、継続して3か月送金されるため、件数と金額の関係が見えにくいです。
また、貸付対象外となるケースも多く、申請数と貸付件数に乖離がみられます。

3 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業【総務課】

予 算	25,000 円
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業(都社協) ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(第28条・第29条) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規則(都社協)
事業開始	平成28年12月19日
事業の目的等	就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、養成機関にかかる資金の貸付を行い、修学を容易にすることにより資格取得を促進します。 また、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し住宅支援資金の貸付を行い、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。
現状と課題	対象が高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方に限定されているため、申請者が少ない現状は続いています。
R5 年度目標	令和3年12月1日より開始となったひとり親家庭住宅支援資金貸付の相談が入った時には遅滞なく対応できるよう職員間で制度内容の周知を行います。 また、子育て支援課との連携が不可欠な貸付のため、新たな制度の情報を共有していきます。

<具体的取組>

- ・対象になる世帯に対して、制度の情報提供を子育て支援課と連携して行います。
- ・ひとり親家庭の親の自立ため、資格を取得し就業に有利となるよう入学及び就職準備金の貸付を行います。また、就職し収入を得るまでに住居確保のため、住宅支援金の貸付を行います。

	概 要	令和3年度相談数 (貸付件数)
入学準備金	養成機関に支払う入学金、教材費、参考書、学用品、交通費等に充当する費用等	1 件 (1 件)
就職準備金	訓練促進給付金の支給を受け、養成機関の課程を修了し、資格を取得した方の就職にあたり必要な費用(転居費用、被服費、通勤に要する費用)等	0 件 (0 件)

VI 権利擁護支援事業

1 権利擁護相談事業【地域福祉課】

予 算	16,249,290 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☒ 補助事業（区） ☒ 受託事業（区） ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	福祉サービス権利擁護支援室事業実施要綱 福祉サービス権利擁護事業推進委員会運営要領
事業開始	平成 15 年 4 月
事業の目的等	福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」において、高齢者や障がいのある方の権利擁護相談（福祉サービスの利用や苦情、成年後見制度に関する相談等）に対応します。支援を必要とする方が、適切な相談・支援機関につながり、自身だけでは解決できない課題に取り組むことができるようにします。
現状と課題	相談件数は増加傾向にありますが、支援につながる数は横ばいの状況です。 必要な方に支援が届くように、早期発見・早期対応により適切な支援につながるための取り組みが必要です。
R5 年度目標	関係機関への周知を行い、支援が必要な方に相談窓口を知ってもらうことで、早期対応に取り組むとともに、福祉関係者との連携強化を図ります。

< 具体的取組 >

- ・地域包括支援センター職員が集まる会議（センター長連絡会、職種別部会等）への参加や障害福祉サービス事業所等への事業周知をすることで、支援を必要としている方の早期発見と早期対応に努めます。
- ・相談者の困りごとに応じた専門相談等を活用することで、本人の状況に合わせた解決が図れるように支援をします。
- ・関係機関を通じた相談に対応した際、経過の共有や結果のフィードバックをすることで、制度の理解を促し、権利擁護に係る連携強化を図ります。

主な事業	内 容
福祉サービスに関する相談・苦情対応事業	<一般相談> 高齢者や障がいのある人を対象に、福祉サービスの利用や成年後見制度の利用等に関する相談に応じます。本人の他、家族や関係者からの相談も受け付けます。 <専門相談> ※区委託事業 成年後見制度の利用や、高齢者・障がい者の権利侵害などに関する相談のうち、必要に応じて弁護士による個別相談を受けることができます。 <苦情対応> 福祉サービスに関する苦情相談を受け付け、第三者機関である「苦情解決部会」に諮り、解決に向けた調査や調整等を行います。
第三者機関の設置	事業の透明性や公平性を担保し、適正な運営を図るため「福祉サービス権利擁護事業推進委員会」を設置しています。委員は、学識経験者や法律・医療・福祉分野等の専門家、障がい者団体・地域団体の代表等により構成されています。 部会：「苦情解決部会」

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談件数（件）	計画	3,960	3,960	4,100
	実績	4,586		
専門相談件数（件）	計画	40	40	40
	実績	36		
苦情相談件数（件） （内、対応件数）（件）	計画	30(2)	30(2)	30(2)
	実績	21(1)		
福祉サービス権利擁護事業推進委員会（部会含）開催回数（回）	計画	4	4	4
	実績	2		

2 成年後見制度利用促進事業【地域福祉課】

予 算	21,533,000 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（区） ☐ その他
	☒ 重点事業 ☐ 新規事業 ☒ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	成年後見制度の利用促進に関する法律 豊島区成年後見制度利用促進基本条例 豊島区成年後見制度利用促進基本計画
事業開始	令和 4 年 4 月（社会貢献型後見人養成事業は平成 28 年 4 月）
事業の目的等	豊島区における成年後見制度推進機関（中核機関）として、相談対応や広報・普及啓発、関係機関によるネットワークの構築等により、成年後見制度の利用を促進します。 また、社会貢献型後見人（区民後見人）について、養成から受任終了まで一貫した支援を行い、安心して活動できるようにします。
現状と課題	成年後見制度を含む権利擁護支援について、制度が分かりにくく、本来必要な方の支援につながっていない状況にあります。 制度を利用することで何が改善されるのか、いつ、どのような手続きをする必要があるのか等、分かりやすく伝える工夫が必要です。同時に、支援が必要な方に係る専門職や家族、地域の方等にも制度の理解を促し、問題解決を図るための情報共有や検討の機会をつくる必要があります。 また、社会貢献型後見人（区民後見人）の方が受任している事案について、終了が生じる中、新規受任が少なく、活動する機会が増えない状況にあります。
R5 年度目標	成年後見制度及び推進機関（中核機関）の広報周知や関係機関との協働により、制度の利用が必要な方の掘り起こしに努めます。 また、専門職の知見を生かし、適切な後見人等候補者の選定や支援方針の検討を行うことによって、社会貢献型後見人（区民後見人）の受任件数増を目指します。

< 具体的取組 >

- ・区内の障害者支援施設の家族会等で、「サポートとしま」のパンフレット等を活用した制度説明と活用事例紹介を 5 回実施するなど、周知活動を行います。
- ・窓口等での相談において、制度をわかりやすく説明し、適切な利用につなげます。必要に応じて、手続き支援や候補者を担う専門職を紹介し、スムーズに制度利用ができるようにします。
- ・豊島区権利擁護支援方針検討会議を月 2 回開催し、専門職や区職員、推進機関（中核機関）職員が成年後見制度の利用が見込まれる事案について支援方針や候補者の職種等を検討します。これにより、第

三者性を確保しつつ、適切でスピーディーな制度利用の促進を図ります。

- ・豊島区成年後見等利用促進協議会を年2回開催し、専門職、関係機関、高齢・障がいの当事者団体等が集まり意見交換をすることで、地域で埋もれてしまう要支援者を早期に発見し、早期に対応するための体制整備を図ります。
- ・区民後見人の受任がふさわしいと思われる事案のガイドラインを整備するとともに、後見人等候補者として活用の促進を図れるよう、区長申立案件の受任や、法人後見及び専門職後見人からのリレー案件の受任につなげます。
- ・社会貢献型後見人（区民後見人）養成講習の修了者を後見活動メンバーとして登録し、地域福祉権利擁護事業や法人後見事業の支援員として実務研修やフォローアップ研修を行い、後見人を目指して育成します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
権利擁護支援方針検討会議開催回数（回） （ケース検討件数）（件）	計画	—	—	24
	実績	—	—	
成年後見等利用促進協議会開催回数（回）	計画	—	—	2
	実績	—	—	
後見活動メンバー登録者数（人）	計画	12	12	20
	実績	11		
連絡会及び研修会実施回数（回）	計画	40	40	40
	実績	30		
社会貢献型後見人受任件数（件） （新規、終了）	計画	4	4	6
	実績	2 (0, 3)		

3 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）【地域福祉課】

予 算	8,812,000 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（都社協） ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	福祉サービス権利擁護支援室事業実施要綱
事業開始	平成11年10月
事業の目的等	福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、日常生活に必要な金銭管理等でお困りの高齢者や障がいのある方を対象に、利用者本人との契約に基づき、地域で自立した生活が送れるように生活支援員等が支援します。
現状と課題	地域福祉権利擁護事業の利用対象者に関する関係機関の理解が不十分なため、事業を利用するタイミングや対象者のイメージにずれが生じることがあり、スムーズな制度利用に至らないことがあります。 また、利用者数が増加傾向にあるため、対応する生活支援員の確保が必要です。
R5 年度目標	関係機関と連携して、利用対象者の掘り起こしや潜在的ニーズの把握に努めます。

< 具体的取組 >

- ・地域包括支援センター職員やケアマネジャー等の福祉関係者が集まる場に出向いて事業概要や活用事例を紹介し、事業の周知を図ります。
- ・関係機関が把握している権利擁護に関する情報を共有することで、判断能力の低下により生活に支障が生じている利用者を早期に発見し、スムーズな制度利用につなげる支援を行います。

- ・社会貢献型後見人（区民後見人）養成講習修了者を生活支援員として採用することで、増加する支援ニーズに応えられるよう体制を強化します。

サービス項目	内 容	利用料
1 福祉サービス利用援助 （基本サービス）	○福祉サービスの利用に伴う手続きや利用料等の支払い、区役所等から届く書類の確認等	1回 1,000 円 または 月額 4,000 円
2 日常的金銭管理サービス （オプションサービス）	○日常生活に必要な預金の払い戻し、家賃や公共料金の支払い等	
3 書類等の預かりサービス （オプションサービス）	○年金証書、定期預金通帳、実印等の重要書類を預かり、契約している銀行の貸金庫で保管	月額 1,000 円

担 当 職 員	職 務 内 容
専 門 員	初期相談対応、訪問調査、支援計画の策定、契約手続き、関係機関との連絡調整、モニタリング等
生活支援員	支援計画に基づく支援、支援記録の作成・報告等

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間契約延件数（件）	計画	70	70	70
	実績	64		
年度末契約件数（件）	計画	15		
	実績	12		
年度末契約件数（件）	実績	8		

4 法人後見・監督事業【地域福祉課】

予 算	15,174,114 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☒ 補助事業（区） ☐ 受託事業 ☐ その他 ☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	後見活動メンバーの登録及び活用等に関する事務取扱要領 法人後見事業実施要領
事業開始	平成 20 年 7 月
事業の目的等	社会福祉協議会や社会貢献型後見人（区民後見人）が成年後見人等の担い手となり、判断能力が低下しても必要な支援を受けながら地域（施設等含む）で生活できるようにします。 社会福祉協議会が後見監督人を受任し、社会貢献型後見人（区民後見人）が適切な後見業務を行えているか監督を行います。
現状と課題	判断能力が不十分な状況になっても、本人（被後見人等）の意思を尊重した支援が求められています。
R5 年度目標	受任中の事案について、被後見人等を中心においた支援を行います。 行政や専門職団体と連携し、法人後見や社会貢献型後見人（区民後見人）に適した事案について受任を進めます。

＜具体的取組＞

- ・被後見人等の意思をできる限り把握し、それに基づいた支援を実施するため、コミュニケーションの取り方や場の設定方法など、個別に手法を検討します。
- ・社会貢献型後見人（区民後見人）の受任ケースについて適切な支援が行えるよう、後見監督人として関わります。
- ・被後見人等の体調悪化や逝去備え、戸籍調査等により親族を把握し、連絡体制を確保します。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
法人後見 受任開始からの総受任件数（件）		35		
社会後見型後見人（区民後見人）受任開始からの総受任件数（件）		14		
法人後見受任件数（件） （内 新規、終了）	計画	12	12	12
	実績	8 (3、0)		
後見監督の受任件数（件） （内 新規、終了）	計画	7	7	7
	実績	7 (0、2)		
社会貢献型後見人（区民後見人） 受任件数（件） （内 新規、終了）	計画	7	7	7
	実績	7 (0、2)		

5 成年後見等開始審判申立費用助成事業【地域福祉課】

予 算	1,801,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	成年後見制度利用促進基金規程 成年後見等開始審判申立費用助成事業実施要綱
事業開始	平成 18 年 12 月
事業の目的等	成年後見制度（法定後見制度）の申立てに必要な書類等の実費と専門職に書類作成を委任する場合の手数料を助成（上限 30 万円）し、経済的事情により申立に至らない方に対する制度の利用促進を図ります。
現状と課題	基金残高は年々徐々に減少しており、持続可能な費用助成のあり方を検討する必要があります。
R5 年度目標	高齢者や障がい者の各相談支援機関に対して事業の周知を強化し、助成金の活用を推進すると共に、今後の助成のあり方について、豊島区との検討を進めます。

＜具体的取組＞

- ・助成事業に特化したチラシを作成するとともに、ホームページのほか、SNS 等の電子媒体も活用した周知を行います。
- ・成年後見制度利用促進事業の推進と併せて、豊島区と検討を進めます。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
助成件数（件）	計画	6	6	8
	実績	6		

Ⅶ 歳末たすけあい運動事業

1 歳末たすけあい・地域福祉活動募金【総務課】

予 算	1,269,000 円
事業区分	☒ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	社会福祉法（第 112 条）
事業開始	昭和 45 年 4 月 1 日
事業の目的等	共同募金の一環として地域住民やボランティア、また関係する機関・団体の協力のもと、多様化する福祉ニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。
現状と課題	募金についての理解が低く募金金額が減少傾向にあり、より周知が必要です。 募金活動における町会の負担が大きくなっています。 コロナ禍のため、募金活動が厳しい状況です。
R5 年度目標	募金箱の設置個所を増やすなど、活動の呼びかけを行います。また、SNS の活用による PR を行うことで広く周知を図ります。 新型コロナウイルスの感染予防に心がけながら、目標金額達成を目指します。

< 具体的取組 >

- ・募金活動を 12 月 1 日～12 月 31 日の期間で実施します。
毎年の募金目標額は、7 月に開催する実施委員会で決定します。
- ・町会の負担軽減策となるように様々な機会、場面等での募金活動の実施を検討します。
- ・キャッシュレス決済の auPAY による募金を周知し、気軽に募金ができるように呼びかけます。
- ・町会、民児協以外の団体へも参加や、区内公共施設、協力福祉団体等に募金箱の設置を呼びかけます。
- ・集まった募金は、地域福祉活動に活用します。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳末たすけあい募金額 (千円)	計画	9,500	9,500	9,500
	実績	6,824		

◆その他

毎年 10 月 1 日より全国一斉に展開される東京都共同募金会主催の赤い羽根共同募金運動を豊島地区協力会として実施します。

※赤い羽根共同募金運動は、東京都共同募金会から事務費の配分を受けて取組んでいます。

< 赤い羽根共同募金運動 >

- ・目標金額 9,500,000 円（案） ※7 月の実施委員会において決定します。
- ・募金活動実施期間 10 月 1 日～10 月 31 日

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
赤い羽根募金額 (千円)	計画	9,500	9,500	9,500
	実績	7,326		

VIII 公益事業

1 中央高齢者総合相談センター運営事業【地域福祉課】

予 算	49,591,448 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（区） ☐ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	介護保険法（第 115 条の 46） 中央地域包括支援センター運営規程 中央地域包括支援センター指定介護予防支援事業所運営規程
事業開始	平成 20 年 4 月 1 日
事業の目的等	高齢者が住み慣れた地域でともに支え合いながら、安心して生活し続けるための地域包括ケアシステムを構築し、「介護予防・日常生活支援事業の周知」「支え合いの地域づくり」「地域ケア会議機能の強化と充実」「ケアマネジメントの資質向上・主任介護支援専門員の育成支援」「適切な医療・介護等の提供」を図ります。
現状と課題	新型コロナウイルス感染症の長期化により、高齢者のフレイルだけでなく家族の経済的困窮、高齢者虐待など多岐にわたって生活に影響しています。一方で、感染症に対する意識が二極化しており、感染拡大の波が繰り返されています。その度に「医療ひっ迫」の問題が起こっています。 また、介護予防・日常生活支援事業の活用で心身の改善傾向がみられた方が、生活の質を向上させるためのきっかけを掴めずに、フレイル状態に戻ってしまう傾向がみられます。
R5 年度目標	ウィズコロナの在り方を模索しつつ、地域活動の再開及び活性化、高齢者の役割の創出について、関係機関と連携していきます。

< 具体的取組 >

- ・多職種連携の会をより活性化させて、新型コロナウイルス感染拡大時における円滑な連携体制の強化を図ります。
- ・介護予防サービス支援計画書を作成するにあたり、自立支援を基本としたマネジメントを実践していきます。同時に、介護予防の啓発だけでなく、趣味活動や社会活動への参加を促します。
- ・引き続き、介護予防や自立支援を意識した相談面接を行い、総合事業の周知や基本チェックリストの実施を行います。
- ・地域の課題を把握し、地区懇談会での共有や高齢者の生活支援推進員（第 2 層生活支援コーディネーター）と協働して、地域活動の活性化や高齢者が活躍できる場の創出を図ります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による引きこもり高齢者など、相談の声を上げづらい方を取りこぼさないように、ハガキによる「高齢者への呼びかけ事業」で返信のない方に対するアウトリーチや定期出張相談を実施し、高齢者の見守り及び相談支援を強化します。
- ・ひとり暮らし高齢者アウトリーチ事業における見守りネットワークを活用し、地区懇談会や多職種連携の会、関係団体等と協力して地域の連携体制の構築を図ります。

《主な事業内容》

① 総合相談・支援

- ・電話、面接、訪問などにより総合的に相談を受け付けます。

- ・介護保険認定申請の受け付けます
 - ・介護保険以外の高齢者サービスの申請を受け付けます。
- ② 介護予防ケアマネジメント
- ・要支援１・２・事業対象者への介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- ③ 権利擁護に関する相談
- ・高齢者虐待や消費者被害など、権利擁護に関する相談を受け付け、未然の防止や早期発見、成年後見制度の利用支援等に努めます。
- ④ 包括的・継続的マネジメント支援
- ・地域のケアマネジャーへの指導や助言、関係機関とのネットワーク作りを行います。
 - ・ケアマネジャーの資質向上のための勉強会を行います。
- ⑤ 認知症に関する相談
- ・認知症の早期発見や早期診断、必要な医療につながるよう支援します。
- ⑥ 地域ケア会議の開催
- ・地域の課題を地域住民や関係機関で共有し、課題解決のための取り組みを地域で共に考え、行うことを目指し、地区懇談会を開催します。

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
①総合相談・支援相談件数（件）	計画	4,000	4,000	4,500
	実績	4,540		
②介護予防ケアマネジメント・予防給付プラン作成件数（件）	計画	2,700	2,700	2,800
	実績	2,893		
③ケアマネジャー勉強会の開催回数（回）	計画	5	4	3
	実績	5		
④出張相談「出前カフェあったか」開催回数（回）	計画	12	12	24
	実績	22		
⑤認知症に関する相談	もの忘れ相談の開催回数（回）	計画	2	4
		実績	7	
	介護者の会の参加回数（回）	計画	12	12
		実績	6	
⑥地域ケア会議の開催	個別ケア会議の開催回数（回）	計画	25	25
		実績	27	
	地区懇談会の開催回数（回）	計画	3	3
		実績	2	

２ ひとり暮らし高齢者アウトリーチ事業【地域福祉課】

予 算	11,610,200 円（人件費含む）
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☒ 受託事業（区） ☐ その他

	□重点事業 □新規事業 □拡充事業 □縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会アウトリーチ事業運営規程
事業開始	平成 22 年 4 月 1 日
事業の目的等	地域に高齢者を見守る拠点を設け、高齢者からの相談受付や生活実態の把握、関係機関と連携した見守り体制を構築し、高齢者が安全・安心な在宅生活を送れるよう支援します。
現状と課題	セキュリティ強化型の集合住宅居住者など、見守り対象の高齢者の状況により、見守り体制に格差があります。 また、豊島区は高齢者人口に対するひとり暮らし高齢者のが、全国平均でもトップクラスであり、地域における見守り機能の更なる強化が求められます。
R5 年度目標	協力連携先を開拓しつつ、特に集合住宅とのネットワークを確立し、見守り支援体制強化を図ります。

< 具体的取組 >

- ・ひとり暮らし高齢者等実態調査や熱中症対策事業等を通じた実態把握と見守り体制構築の支援及び介護サービス等へのつなぎを行います。
- ・民生委員や高齢者クラブ、CSW 等との連携による地域の見守りネットワーク強化及び地域への介護予防の啓発を行います。
- ・集合住宅ネットワーク連絡会を拡充して、集合住宅に居住するひとり暮らし高齢者への見守り体制構築と相談窓口の PR を行います。また、集合住宅の管理人や管理組合役員等から課題を聞き取り、解決に向けた検討や情報提供を行います。
- ・第 2 層生活支援コーディネーターと協働し、新型コロナウイルス感染症の影響で、休止または弱体化したサロン活動を活性化する取り組みを行います。

《 主な事業内容 》

- ① 在宅高齢者の生活実態の把握、見守り
「ひとり暮らし高齢者等実態調査」及び「熱中症対策事業」から対象者を抽出、訪問
- ② 地域の組織、住民と連携した高齢者見守りの実施
高齢者サロン等新たなきずなづくりの支援
高齢者クラブ等地域活動の情報収集と関係づくり
- ③ 総合相談
- ④ 見守り該当者の緊急対応
- ⑤ 関係者会議等への参加・連携・協力

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
見守り活動対象者訪問（件）	計画	1,500	1,500	1,500
	実績	987		
総合相談（件）	計画	1,700	2,000	2,300
	実績	3,205		
関係者会議への参加・連携・協力（件）	計画	150	150	150
	実績	107		

Ⅸ その他の事業

1 豊島区社会福祉法人ネットワーク会議運営事業【総務課】

予 算	350,000 円
事業区分	☐ 自主事業 ☐ 補助事業 ☐ 受託事業 ☒ その他
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区社会福祉法人ネットワーク会議規約
事業開始	平成 23 年 3 月
事業の目的等	区内社会福祉法人のネットワーク会議運営を事務局として支援することで、法人の連携や地域福祉活動の推進が促進されることを目指します。
現状と課題	法人によって理解に差があり、また、人事異動などで取組の継承が難しい法人もあるため、会議での議論の深まりが出ない状況にあります。 コロナ禍における地域のニーズや取組みについての情報共有や、新たな課題への取り組みの検討が必要です。
R5 年度目標	法人間で地域公益活動の情報共有を図り、更なる活動の発展につながるよう働きかけます。 対面での会議だけではなく、オンライン会議の開催により、継続的に情報交換を持てるようにします。

< 具体的取組 >

- ・オンライン開催を含め、継続的にネットワーク会議を開催します。
- ・各法人の取り組みを共有することで、更なる地域活動の発展につながるよう働きかけます。
- ・区内の 25 社会福祉法人の連携による「福祉なんでも相談窓口」事業を推進します。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
豊島区社会福祉法人 ネットワーク会議（件）	計画	2	2	2
	実績	1		
福祉何でも相談窓口 地区連絡会（回）	計画	16	16	16
	実績	8		

2 地域密着面接会運営事業【総務課】

予 算	100,000 円
事業区分	☐ 自主事業 ☒ 補助事業（都社協） ☐ 受託事業 ☒ その他（区・施設長会等共同主催）
	☐ 重点事業 ☐ 新規事業 ☐ 拡充事業 ☐ 縮小・廃止事業
事業根拠	地域密着面接会開催要項（東社協作成）
事業の目的等	福祉人材の掘り起こしと福祉の仕事への理解や PR を推進するほか、社会福祉協議会と施設・事業所の連携を図ることを目指します。
現状と課題	新型コロナウイルスの感染拡大を受け、昨年度は開催を断念しました。 今後は、高齢者施設以外からの求人についても求められており、参加団体の募集方法などの検討が必要です。

R5 年度目標	福祉人材の掘り起こしと理解を推進するため各関係機関と連携してPRを行います。また、豊島区社会福祉法人ネットワーク会議などを活用し、高齢以外の分野で児童・障がい等団体の参加に向けて取組めます。
----------------	---

＜具体的取組＞

- ・出展施設・事業所の取組をPRすることで、更なる福祉人材の確保につながるよう働きかけます。
- ・児童や障がい等の団体の参加に向けて、PRや団体選考基準などの整備を行います。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉のしごと 相談・面接会（回）	計画	1	1	1
	実績	0	0	

令和 5 年度

収 支 予 算

社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

収支予算 総括表

(自) 令和 5 年 4 月 1 日 (至) 令和 6 年 3 月 31 日

社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

(単位：千円)

事業区分	拠点区分	サービス区分	予算額		前年度 予算額	差引増減額	前年度比
						(A－B)	(収入)
			収入 (A)	支出	収入 (B)	(△印減)	(A／B)
社会福祉事業	法人本部拠点	法人運営事業	96,273	104,877	106,656	△ 10,383	90.3%
		地域福祉事業	226,498	224,669	230,453	△ 3,955	98.3%
		ボランティア活動推進事業	10,289	12,205	9,856	433	104.4%
		助成事業	17,201	24,895	18,862	△ 1,661	91.2%
		生活福祉資金貸付事業	32,713	32,713	32,674	39	100.1%
		福祉サービス利用援助事業	61,768	61,968	55,021	6,747	112.3%
		歳末たすけあい運動事業	951	1,269	951	0	100.0%
		公益事業	61,099	58,872	59,710	1,389	102.3%
		繰越金	14,676	—	21,527	—	—
		合 計	521,468	521,468	535,710	△ 7,391	97.3%

* サービス区分間繰入金収入・支出は内部取引のため消去している

収支予算

(自) 令和 5 年 4 月 1 日 (至) 令和 6 年 3 月 31 日

社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

【収入の部】

(単位：千円)

勘 定 科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
＜事業活動による収入＞			
会費収入	4,310	5,900	△ 1,590
寄附金収入	5,001	2,001	3,000
経常経費補助金収入	171,489	176,781	△ 5,292
受託金収入	302,217	295,219	6,998
事業収入	11,256	11,689	△ 433
介護保険事業収入	6,969	6,597	372
基金受取利息配当金収入	2,131	2,131	0
基金積立資産取崩収入	1,800	1,800	0
受取利息配当金収入	11	11	0
その他の収入	708	706	2
事業活動収入計	505,892	502,835	3,057
＜施設整備等による収入＞			
施設整備等寄附金収入	0	0	0
施設整備等収入計	0	0	0
＜その他の活動による収入＞			
積立資産取崩収入	900	11,348	△ 10,448
その他の活動収入計	900	11,348	△ 10,448
繰越金	14,676	21,527	△ 6,851
収入合計	521,468	535,710	△ 14,242

【支出の部】

(単位：千円)

＜事業活動による支出＞			
人件費支出	388,788	407,516	△ 18,728
事業費支出	33,386	30,698	2,688
事務費支出	62,572	62,571	1
分担金支出	69	69	0
助成金支出	28,012	27,999	13
支払利息支出	120	0	120
その他の支出	0	0	0
流動資産評価損等による資金減少額	1	1	0
事業活動支出計	512,948	528,854	△ 15,906
＜施設整備等による支出＞			
固定資産取得支出	1,776	1,000	776
ファイナンス・リース債務の返済支出	642	0	642
施設整備等支出計	2,418	1,000	1,418
＜その他の活動による支出＞			
基金積立資産支出	1	1	0
積立資産支出	5,101	4,855	246
その他の活動支出計	5,102	4,856	246
予備費支出	1,000	1,000	0
支出合計	521,468	535,710	△ 14,242

* 前期末支払資金残高は、概ね142,000千円(令和4年度決算見込みより)

* サービス区分間繰入金収入・支出は内部取引のため消去している

資金収支予算

(自) 令和 5 年 4 月 1 日 (至) 令和 6 年 3 月 31 日

(単位：千円)

勘 定 科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減
事業活動による収支	会費収入	4,310	5,900	△ 1,590
	会費収入	4,310	5,900	△ 1,590
	個人会員会費収入	4,000	4,000	0
	団体会員会費収入	0	800	△ 800
	施設会員会費収入	0	0	0
	賛助会員会費収入	0	600	△ 600
	在宅サービス利用会員会費収入	150	300	△ 150
	在宅サービス賛助会員会費収入	110	120	△ 10
	ハンディキャブ利用会員会費収入	50	80	△ 30
	寄附金収入	5,001	2,001	3,000
	経常経費寄附金収入	5,000	2,000	3,000
	指定寄附金収入	1	1	0
	経常経費補助金収入	171,489	175,355	△ 3,866
	市区町村補助金収入	161,232	164,506	△ 3,274
	職員人件費補助金収入	141,763	144,928	△ 3,165
	在宅サービス事業補助金収入	1,590	1,602	△ 12
	給食事業補助金収入	682	718	△ 36
	ハンディキャブ運行補助金収入	1,119	1,134	△ 15
	福祉サービス実施団体補助金収入	12,500	12,500	0
	権利擁護支援室運営補助金収入	709	755	△ 46
	その他の区補助金収入	2,869	2,869	0
	共同募金配分金収入	7,999	10,017	△ 2,018
	一般募金配分金収入	480	780	△ 300
	歳末たすけあい配分金収入	6,569	8,287	△ 1,718
	共同募金交付金収入	950	950	0
	都道府県社協補助金収入	2,258	2,258	0
	孤立化防止補助金収入	2,258	2,258	0
	受託金収入	302,217	295,219	6,998
	市区町村受託金収入	260,692	255,799	4,893
	コミュニティソーシャルワーク事業受託金収入	99,289	104,359	△ 5,070
	生活困窮者自立促進支援事業受託金収入	40,732	40,732	0
	生活支援体制整備事業受託金収入	6,930	6,930	0
	リフト付自動車運行事業受託金収入	4,899	4,899	0
	終活サポート事業受託金収入	8,247	8,301	△ 54
	高齢者元気あとおし事業受託金収入	2,569	2,570	△ 1
	受験生チャレンジ支援貸付事業受託金収入	7,500	5,500	2,000
	視覚障害者支援事業受託金収入	111	111	0
	地域包括支援センター受託金収入	42,538	41,517	1,021
	介護予防サロン受託金収入	0	0	0
	アウトリーチ事業受託金収入	11,509	11,509	0
	福祉包括化推進事業受託金収入	7,400	7,400	0
	その他の区受託金収入	35	41	△ 6
	ひきこもり支援アウトリーチ事業受託金収入	7,400	7,400	0
	成年後見制度利用促進事業受託金収入	21,533	14,530	7,003

(単位：千円)

勘 定 科 目			予 算 額	前年度予算額	増 減
事業活動による収支	収 入	都道府県社協受託金収入	41,500	39,420	2,080
		生活福祉資金貸付受託金収入	32,688	32,649	39
		地域福祉権利擁護事業受託金収入	8,812	6,771	2,041
		ひとり親職業訓練貸付受託金収入	25	0	25
		事業収入	11,256	11,689	△ 433
		参加費収入	0	10	△ 10
		利用料収入	10,906	11,304	△ 398
		在宅サービス利用料収入	5,809	5,809	0
		ハンディキャブ利用料収入	1,620	1,800	△ 180
		ハンディキャブ燃料費収入	210	210	0
		法人後見報酬収入	1,640	1,935	△ 295
		地域福祉権利擁護事業利用料収入	1,615	1,538	77
		地域福祉権利擁護事業対象拡大利用料収入	12	12	0
		広告料収入	110	110	0
		手数料収入	140	165	△ 25
		その他の事業収入	100	100	0
		介護保険事業収入	6,969	6,597	372
		居宅介護支援介護料収入	4,685	3,943	742
		居宅介護支援介護料収入	4,685	3,943	742
		介護予防・日常生活支援総合事業収入	2,284	2,654	△ 370
		事業費収入	2,284	2,654	△ 370
		基金受取利息配当金収入	2,131	2,131	0
		基金受取利息配当金収入	2,131	2,131	0
		基金積立資産取崩収入	1,800	1,800	0
		基金積立資産取崩収入	1,800	1,800	0
		受取利息配当金収入	11	11	0
		受取利息配当金収入	11	11	0
		その他の収入	708	706	2
		受入研修費収入	356	360	△ 4
		雑収入	352	346	6
		雑収入	352	346	6
	事業活動収入計		505,892	502,835	3,057
	支 出	人件費支出	388,788	407,516	△ 18,728
		役員報酬支出	1,337	1,115	222
		職員給料支出	162,519	173,225	△ 10,706
		職員諸手当支出	38,788	41,558	△ 2,770
		職員賞与支出	67,324	71,364	△ 4,040
		非常勤職員給与支出	49,134	48,714	420
		臨時職員給与支出	10,221	6,424	3,797
		派遣職員費支出	4,900	0	4,900
		退職給付支出	900	11,348	△ 10,448
		退職給付支出	900	11,348	△ 10,448
		法定福利費支出	53,665	53,768	△ 103
		事業費支出	33,386	30,698	2,688
		諸謝金支出	6,233	3,968	2,265
		旅費交通費支出	92	112	△ 20
		印刷製本費支出	4,542	4,614	△ 72

(単位：千円)

勘 定 科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減	
事業活動による収支	支 出	消耗器具備品費支出	2,510	2,126	384
		水道光熱費支出	72	72	0
		車輛費支出	157	382	△ 225
		燃料費支出	834	835	△ 1
		修繕費支出	399	412	△ 13
		通信運搬費支出	901	828	73
		会議費支出	259	240	19
		広報費支出	159	161	△ 2
		手数料支出	3,596	3,864	△ 268
		保険料支出	971	933	38
		賃借料支出	2,697	2,039	658
		土地・建物賃借料支出	1,342	1,342	0
		租税公課支出	12	14	△ 2
		保健衛生費支出	222	251	△ 29
		本人支給金支出	49	73	△ 24
		低所得者利用料免除費支出	49	73	△ 24
		活動協力費支出	8,249	8,342	△ 93
		リボンサービス協力会員活動費支出	5,473	5,473	0
		ハンディキャブ協力会員活動費支出	1,534	1,704	△ 170
		困りごとサービス協力会員活動費支出	3	3	0
		生活支援員活動費支出	583	506	77
		協力会員活動費支出	656	656	0
		雑支出	90	90	0
		事務費支出	62,572	62,571	1
		福利厚生費支出	3,800	4,176	△ 376
		旅費交通費支出	1,190	1,244	△ 54
		研修研究費支出	1,069	972	97
		事務消耗品費支出	6,247	6,554	△ 307
		印刷製本費支出	2,788	2,420	368
		水道光熱費支出	1,274	1,251	23
		修繕費支出	217	233	△ 16
		通信運搬費支出	7,210	7,404	△ 194
		会議費支出	20	18	2
		業務委託費支出	5,581	5,298	283
		委託費支出	5,581	5,298	283
		手数料支出	5,748	6,353	△ 605
		保険料支出	672	658	14
		賃借料支出	4,916	4,843	73
		租税公課支出	18,369	17,664	705
		渉外費支出	560	572	△ 12
		諸会費支出	400	400	0
		雑支出	2,511	2,511	0
		分担金支出	69	69	0
		分担金支出	69	69	0
		助成金支出	28,012	27,999	13
		助成金支出	28,012	27,999	13

(単位：千円)

勘 定 科 目			予 算 額	前年度予算額	増 減	
事業活動による収支	支 出	障害者団体等事業助成金支出	7,830	7,830	0	
		給食ボランティアグループ助成金支出	682	719	△ 37	
		地域福祉活動事業助成金支出	2,635	2,635	0	
		福祉サービス実施団体助成金支出	12,500	12,500	0	
		サロン活動支援助成金支出	1,125	1,125	0	
		親子ふれあい事業助成金支出	410	410	0	
		成年後見等開始審判申立費用助成金支出	1,800	1,800	0	
		その他の助成金支出	1,030	980	50	
		支払利息支出	120	0	120	
		支払利息支出	120	0	120	
		その他の支出	0	0	0	
		法人税、住民税及び事業税支出	0	0	0	
		流動資産評価損等による資金減少額	1	1	0	
		雑損失	1	1	0	
雑損失	1	1	0			
事業活動支出計			512,948	528,854	△ 15,906	
事業活動資金収支差額			△ 7,056	△ 26,019	18,963	
施設整備等による収支	収 入	施設整備等寄附金収入	0	0	0	
		施設整備等寄附金収入	0	0	0	
		施設整備等収入計	0	0	0	
	支 出	固定資産取得支出	1,776	1,000	776	
		器具及び備品取得支出	1,000	1,000	0	
		ソフトウェア取得支出	776	0	776	
		ファイナンス・リース債務の返済支出	642	0	642	
ファイナンス・リース債務の返済支出	642	0	642			
施設整備等支出計			2,418	1,000	1,418	
施設整備等資金収支差額			△ 2,418	△ 1,000	△ 1,418	
その他の活動による収支	収 入	積立資産取崩収入	900	11,348	△ 10,448	
		退職給付引当資産取崩収入	900	11,348	△ 10,448	
		退職給付引当資産取崩収入	900	11,348	△ 10,448	
		積立資産取崩収入	0	0	0	
		その他の活動収入計	900	11,348	△ 10,448	
	支 出	基金積立資産支出	1	1	0	
		基金積立資産支出	1	1	0	
		積立資産支出	5,101	4,855	246	
		退職給付引当資産支出	5,101	4,855	246	
		退職共済掛金（東社協）	5,101	4,855	246	
		退職給付引当資産支出	0	0	0	
		その他の活動支出計	5,102	4,856	246	
	その他の活動資金収支差額			△ 4,202	6,492	△ 10,694
	予備費支出			1,000	1,000	0
当期資金収支差額合計			△ 14,676	△ 21,527	6,851	

* サービス区分間繰入金収入・繰入金支出は、内部取引のため消去している

前期末支払資金残高			
当期末支払資金残高	△ 14,676	△ 21,527	6,851